

子ども家庭福祉に関し
専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関する
ワーキンググループ
第5回議事録

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ
第5回議事次第

日 時：令和2年9月7日（月）17:00～20:00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター（オンライン開催）

1. 開 会

2. 議 事

- （1）これまでの議論の中間整理（たたき台）
- （2）今後のワーキンググループの進め方について（案）

3. 閉 会

○前川虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日はウェブ会議にて開催させていただきます。

委員の出欠につきましては、小島委員から御欠席される旨の御連絡をいただいております。また、加藤雅江委員、才村委員からは遅れて参加される旨の御連絡をいただいております。

また、今回も傍聴希望者には、会場にお越しいただいております。

配付資料は事前に送付させていただきましたが、議事次第に記載されているとおりでございます。

それでは、これより先の議事は山縣座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山縣座長 それでは、進行を引き継がさせていただきます。

本日は、次第にありますように2つの案件、中間整理のたたき台を取りまとめること、それから今後のワーキンググループの在り方について検討いただくこととなります。

まず、事務局のほうから資料の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○柴田虐待防止対策推進室長 それでは、資料1を御覧ください。私の声は聞こえますでしょうか。それではこのまま進めさせていただきます。

前回のワーキンググループの座長からの御指示を踏まえまして、これまでの議論の中間整理（たたき台）について用意いたしましたので、御説明をさせていただきます。

この中間整理（たたき台）につきましては、冒頭の太字でお示ししていますが、令和元年9月以降、ワーキンググループにおいて4回にわたり開催し、資格の在り方や研修・人材養成、人事制度・キャリアパスについて議論いただきまして、その中で得られた主な意見を中間的に整理したものでございます。今後、さらに議論を深めていただきたいと思います。

全体構成といたしましては、「1. 基本的な考え方」「2. 具体的な論点」としてまいります。

まず「1. 基本的な考え方」から御説明させていただきます。

※印に記載させていただいておりますが、点線による枠囲い部分は、これまでの検討会での意見を踏まえて、事務局において考え方のたたき台を整理したものであり、今後さらに御議論いただきたいものでございます。

「2. 具体的な論点」の点線囲い部分も同様です。

1つ目の○です。児童相談所等の専門職は、専門的な知識、技術及び態度を備え、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開する必要があるが、現状はマニュアル等に頼った支援が展開され過ぎており、適切なソーシャルワークを行えるよう、人材

の資質の向上が求められる。

このため、専門性を客観的・普遍的に評価し、子ども家庭福祉に携わる者の専門性を共通に担保できる仕組みが必要であり、資格の創設が考えられるのではないかと。他方、児童相談所の職員は公務員であり、数年で異動してしまうため、専門性の積み上げが難しいという課題があり、公務員制度の中で組織として専門性が継続できる人事制度・キャリアパスの在り方についても、研修・人材養成の充実とあわせて検討していく必要があるのではないかと記載をしております。

2 ページ目、3 ページ目は、これまでの検討会での主な意見を記載していますので、割愛させていただきまして、4 ページ目を御覧ください。

ここからは「2. 具体的な論点」について記載をしています。

(1) は子ども家庭福祉の資格の在り方です。

基本的な考え方としまして、

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者については、例えば児童福祉司には、現行の任用要件の中に社会福祉士等の資格があるが、現行の社会福祉士の養成のカリキュラムでは子ども家庭福祉に関する内容が十分ではない。

複合化・複雑化した課題への対応が求められる現状に鑑み、幅広い視点で家庭や社会のことも見られるようなソーシャルワークの基盤や、子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的・普遍的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みが必要であり、資格の創設が考えられるのではないかとしています。続いて、子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者の資格の対象、位置づけを記載しています。

資格は、児童相談所の児童福祉司として働くことに主眼を置きつつ、市区町村や民間施設等を含めた子ども家庭福祉全体のものとし、既存のソーシャルワークに関する共通科目や資格を基礎として、さらに子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術の修得を求めることが考えられるのではないかと。

任用については、児童相談所や市区町村、民間施設等の現場の人材確保に支障が生じないよう、資格を任用要件の一つとして位置づけることとし、資格を持つことへのインセンティブを設けることにより、将来的には児童福祉司等が資格を持つ者となることを目指すべきではないかとしています。

養成ルートにつきましては、資格の養成機関は、学部、大学院、専門学校等が考えられるが、採用後においても資格を取得できるようにすることも含め、複数の養成ルートを設けることを検討していくべきではないかと。また、養成においては、児童相談所に加え、児童相談所以外の場所における実習を行い、スーパーバイズを受けられるような仕組みをつくっていくべきではないかとしています。

5 ページを御覧ください。スーパーバイザーの項目として、児童福祉を取り巻く状況に鑑みると、まずは児童相談所のスーパーバイザーや要保護児童対策地域協議会の要となる市区町村等で核となる職員の資質の担保が求められているのではないかと。

そのため、上記の資格の創設と併せて、子ども家庭福祉分野でスーパーバイズ等の指導的役割を担う者について、その能力を客観的・普遍的に評価するため、一定の資格を付与することを検討すべきではないか。例えば、採用後に講習、実務、スーパーバイズ等を経た者にケースレポート等を課すことで資格を取得することが考えられるのではないかとしています。

その他として、定期的に最新の知識、技術及び態度等を身につけるため、資格に更新制を設け、更新の際に研修を受講することも考えられるのではないかと記載しております。

資格を創設するとしても、一定の準備期間が必要であり、その間においても、並行して研修・人材養成等の資質の向上策を講じていく必要があるのではないかと記載しております。

5 ページ目の後半から 8 ページ目は、これまでの検討会での主な意見を記載しておりますので、割愛させていただきまして、9 ページ目を御覧ください。

(2) は研修・人材養成の在り方です。

基本的な考え方といたしまして、人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格の検討と並行して研修・人材養成を充実させる必要がある。

養成に当たっては、ジェネラルなソーシャルワークの知識・技術を基盤とし、その上に子どもの権利等の子ども家庭福祉に関する専門的な部分を積み上げていくことを意識すべきではないかとしています。

次に、研修・人材養成の共通事項といたしまして、現行の義務研修は知識偏重になっており、OJTも含め、実践的な訓練を充実させる必要があるのではないかと記載しております。

そのため、座学で知識を学ぶ研修等については、オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用等により効率化を図っていく必要があるのではないかと記載しております。また、地方自治体において、教えられるベテラン層を担保していく仕組みをつくっていく必要があるのではないかと記載しております。

研修の実施に当たっては、民間の人材養成機関や大学、専門職団体、福祉職退職者の活用も考えられるのではないかと記載しております。

研修の内容については、子どもの権利等の基本的な事項と併せて保護者や養育者の視点に立った支援を学ぶことや、家族への支援を行っている民間団体を活用した実習、法的権限の行使を経験できる地方自治体で実務を体験する仕組み等も必要ではないかと記載しております。

次に、児童福祉司の項として、特に新任者は一定の期間を設けて集中的に研修を行う仕組みを検討する必要があるのではないかと記載しております。

スーパーバイザーの項といたしまして、スーパーバイザーの能力の均てん化が図られるよう、地方自治体へ職員を派遣する仕組み等も含めて、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止等の権限行使、関係機関との連携等を的確に指導できるように、研修の機会を確保していく必要があるのではないかと記載しております。

続いて、10ページを御覧ください。

児童相談所長の項として、児童相談所長は、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、施策を提言していく行政能力等が必要であり、そのための知識や知見等を強化する必要があるのではないかとしています。

また、その下の市区町村職員の項として、市区町村職員について、身近な場所で子どもや保護者に寄り添って継続的に支援を行うというソーシャルワークの能力を身に付けた上で、児童相談所での現場実習等を行うことが考えられるが、児童相談所での受け入れには限界があるため、現場実習・研修の在り方について、対象者や人数も含め、どのような仕組みとするかを考えるべきではないか。その際、援助方針会議の傍聴や児童相談所と市区町村の間でのケース検討会議等もより一層活用していくべきではないかとしています。

10ページ目の後半から13ページはこれまでの検討会の主な意見を記載しておりますので、割愛させていただきます、14ページを御覧ください。

(3) は人事制度・キャリアパスの在り方です。

基本的な考え方といたしまして、児童相談所等の職員が、異動がある公務員制度の中でも専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要があるとし、採用等の項目として、採用については、地方自治体の特性を踏まえつつ、福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていけるような人事システムとしていく必要があるのではないかと。

人事・キャリアパスの項目として、キャリアパスについては、職階に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていく必要があるのではないかと。

専門性の向上のため、様々な場所や他分野でのソーシャルワークの経験を積む機会が重要であり、児童相談所、都道府県、市区町村のほか、民間の施設や児童家庭支援センター、フォスタリング機関、スクールソーシャルワーカー等とも人事交流等を行っていくことが必要ではないかとしています。

スーパーバイザー等の項目として、児童相談所や市区町村におけるスーパーバイザー等には、指導・教育を適切に行えるよう、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止等の権限行使、関係機関との連携等についての経験を十分に積んだ者が就く必要があるのではないかと。

また、同時に、スーパーバイザー等は児童相談所等の中核を担う人材であることを踏まえ、こうした人材が定着していくようなインセンティブが必要ではないかとしています。

児童相談所長等の項目として、児童相談所長等の幹部は、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、関係機関との連携や施策提言も含めた能力等が必要ではないかとしています。

15ページ以下は、これまでの検討会での主な意見を記載しておりますので、割愛させていただきます。

資料1の御説明は以上でございまして、続きまして、資料2を御覧いただければと思います。こちら、前回のワーキングの最後に座長からいただきました御指示を踏まえまして、今後のワーキンググループの進め方(案)を用意しましたので、御説明をさせていただきます。

今後のワーキングの進め方につきまして、今、御説明いたしました資料1のこれまでの議論の中間整理(たたき台)を基に、ワーキンググループでさらに議論を深めていただくことと並行いたしまして、ここに掲げております子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者の養成を行う主体である学校や養成機関等。あるいは、子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者の採用・育成を行う主体である都道府県等。一番下に記載している、児童相談所以外で子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者が働く場となる主体、市区町村、児家センあるいは施設等といった立場の方々から意見を聴く機会を設けてはどうかということで、案として記載をしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、これから議論をしてまいりますけれども、本日、事務局のほうから説明がありましたたたき台、個々の委員の意見については尊重いただくとして、我々委員会の中取りまとめは点線にくっった部分になります。説明もそこを中心にしていただきました。

これから議論いただきますけれども、この点線の中について、皆さん方の御意見を伺えたらと思います。

進行ですが、今日は長い時間を取っておりますので、途中で休憩を挟もうと思います。その休憩まで1時間前後になろうかと思っておりますけれども、そこまで「1. 基本的考え方」、それから2の「(1) 子ども家庭福祉の資格の在り方」、1ページ目から8ページ目までのところについて、前段で意見交換をさせていただきます。

休憩を10分程度挟みまして、後段で残った部分、2の「(2) 研修・人材養成の在り方」「(3) 人事制度・キャリアパスの在り方」について、意見交換をしていこうと思います。

最後になりますけれども、前回同様、御意見がある場合には手を挙げる機能を使っていただきたいと思っております。ミュート等があるところの真ん中辺りに「参加者」というアイコンがあります。そのアイコンをクリックしていただきますと、恐らく画面の右のほうに参加者リストが上がりまして、そのリストの下のほうに手を挙げるという機能があります。これをクリックしていただきますと、私たちのほうにどなたが発言を求められているかが分かることになっています。よろしく申し上げます。

それから、複数挙がっている場合、時々確認のために手が挙がっておりますというのを確認していきますので、漏れていた場合、再度手を挙げていただくことになろうかと思っております。申し訳ありませんが、その点御了解いただきたいと思っております。

それでは、長々と説明いたしましたけれども、まず1について、委員のほうから御意見がありましたら、自由にお願ひしたいと思っております。

津崎委員、よろしく申し上げます。

○津崎委員 資格について、2通りを考えておられるわけですね。児童福祉司の資格とスーパーバイザー。

児童福祉司という相当数が多いですし、それを全体的に資格で統一していくというのは、かなり時間を要すると思います。

ただ、スーパーバイザーは、その児童相談所の中身と直接リンクしますし、それは日々業務の中身を保障する問題になりますので、スーパーバイザーの何らかの資格については、緊急に対応していく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、並行した形で資格を考えるだけではなくて、緊急ということ考えた形で資格ということをどのように位置づけて、どのような資格にするのかということが非常に大切ですし、もう一つは、その資格が定着し、生かされるための自治体の福祉専門職の受入れ、あるいは格付の条件の整備も併せて考えていかないと、資格だけが先にできたとしても、なかなか根づくのが難しいと思いますので、その点の配慮をよろしく御検討お願いしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

前段の部分については、(2)のほうにそれに近いニュアンスのことを入れさせていただいておりますので、また後段で議論させてください。

続いて、奥山委員、安部委員、江口委員の手が挙がっています。奥山委員、よろしく申し上げます。

○奥山委員

今の事務局の方に読み上げていただいたのを聞いていて、「○○ではないか」というような文章が続くというのが、不思議だなと思います。

例えば、確実にしたくない、確定したくないのであれば「考えられる」で確定していないことがわかるはずなのに、「考えられるのではないか」というのは、屋上屋を重ねている文章ではないかと思い、非常に気になります。何で質問系にしなくてはいけないのかというあたりのことを事務局に伺いたいと思います。

もう一つは、子ども家庭福祉全体を考える必要があるのに、児相に内容が偏り過ぎているように思います。本来は市町村のほう的重要だと思っており、市町村がしっかりと支援できることがとても大切なことなのに、児相のほうが中心になっています。「児童福祉司に主眼を置きつつ」ではなくて、初めから全体を考える必要があると私は思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、西澤委員も手が挙がっております。安部委員、よろしく申し上げます。

○安部委員 安部です。2つあります。

1つ目は、最初のパラグラフで、3つ目の○です。「他方、児童相談所の職員は公務員

であり」という文章ですけれども、市町村職員も同じように公務員で、市町村職員が数年で異動してしまうということで、市町村の力量に随分差があるということもよく言われているので、児童相談所職員と並んで、市町村職員についても同じように言っていただきたいというのが一つです。

2つ目は、資格の問題で、先ほどの津崎先生の話と一緒になのですが、スーパーバイザーについて、任用後のレポート提出等で資格を取得することも考えられるということなのですが、児童福祉司の資格、もしくは子ども家庭相談全般の資格とスーパーバイザーの資格を同じように考えているのか、別に考えているのか、そこら辺の議論がちょっと曖昧だなと思いました。

奥山先生がさっき言われたように、子ども家庭福祉に特化した資格と考えたときに、スーパーバイザーが任用後にレポートを出せば資格が取得できるということでのいいのかなと思った次第です。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、安部委員の御意見は2つありましたけれども、委員のほうでこれに御意見がございましたら、併せて手を挙げる中で御発言をいただけたらと思います。

続いて、江口委員、お願いします。

○江口委員 私のほうからは、基本的考え方の最初の○なのですが、現状はマニュアル等に頼ってしまって、適切なことができていないという表現の部分なのですが、児童相談所は急激に何千人も増やさなければならない状況の中で、若い職員に虐待対応の手引を丁寧に一緒に輪読会をしたりして、読み上げて、そしてそれをきちんとまず理解し、それに沿った対応をまずするというのを徹底してやってまいりました。このままの表現ではマニュアル等をきちんと学んで、その意味を認識してとか理解していくという作業の重要性が、このままの表現では少しバランス的に必要がないというふうなニュアンスを感じてしまうという部分がありますので、それだけに頼るのではなくてというような表現にするとか、何らかの修正をいただきたい。

先ほどの議論とつながるのですが、2000人増やしていく中で、スーパーバイザーが枯渇しているというのは間違いない現状でございます。そのところに何らかのインセンティブをつけたいというのはこれまでずっと申し上げてまいりました。資格という形も一つのやり方でしょうし、都道府県の中で、やはり後輩たちを何千人と育てていくのかという気概とプライドを持てるような形でぜひ制度設計していただきたいということでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて西澤委員、お願いします。

○西澤委員 私は、皆さんの言うことが全部もっともだなと思いつつ、一方で、資格を創

設するというふうに踏み切るような提言になっていることは、かなり評価できるのではないかと思っております、その点について、今まで資格をと求めてきた立場からはありがたいとございますと言いたいと思います。

さっき奥山先生が言われていた疑問形で全部終わっているというのは、私も事前説明のときにそのように指摘させてもらったのですが、行政用語ですというような事務局からの説明で、でも一般的に言うところの疑問形が続くというのはやはりおかしいのではないかと考えています。

それから、スーパーバイザーのことについても、御指摘いただいているとおりだと思います。急務だと思うので、もう少し既存の研修の充実というのは当然後でも書かれていますけれども、その上でのレポートの提出、そしてその審査という仕組みをある程度出していけたら、レポートを審査するというのはとても大変でしょうけれども、精神保健指定医のような形で幾つかのケース、こういう事例こういう事例という形でレポートを提出いただいて、その上でしっかりと審査をするということの担保をできればなと思っています。

もう一つ、すみません長くなりますが、文章の表現に関して、基本的な考え方の3つ目の○、他方云々の中に、専門性の積み上げが難しいという課題があると書いていますけれども、これは日本語としておかしい。専門性の積み上げが難しいのは問題であって、解決策が課題なのです。最近何でも問題を課題にすり替えてよしとする傾向がどうも官庁から発せられているようですが、この場合は正しい日本語を使っていたきたい。どうでもいいことかもしれませんが、その影響によって、今、かなりの人たちが問題と言わずに課題と言うようになってしまっていて、日本語が壊れていっているということを常に感じていますので、その点はちゃんと元の意味を把握した上で使っていたきたいなと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

あと、宮島委員からも手が挙がっています。藤林委員、先にお願ひします。

○藤林委員 スーパーバイザーの2つ目の○なのですけれども、ここでは、スーパーバイズ等の指導的役割を担う者について、一定の資格を付与することを検討すべきとなっております、これはいいのですけれども、「等」というのがちょっと曖昧なのです。このワーキンググループで専ら議論してきたのは、児童相談所におけるスーパーバイザーに対して、一定の資格なり何なりを付与していかうということを考えていたのですが、市町村におけるスーパーバイザー的な役割の方に対して、ここで検討していくのかどうかというのは、現実にはなかなか難しいのではないかと考えています、そこは皆さんはどう考えていらっしゃるのかというコンセンサスを明らかにしたほうがいいのではないかと考えています。

2点目、今、西澤先生に言われてしまったのですけれども、単にケースレポートを課すだけではなくて、そのケースレポートの内容についての的確な審査を行うという仕組みが必

要であるということも明確に書いておく必要があるのではないかと思いますのと、このスーパーバイザーに対する一定の資格というのがどのレベルなのか、精神保健指定医のように法律に条文を書くようなレベルなのか、そこまで求めないのかということも、このワーキンググループの中で議論しておいたほうがいいのではないかと思います。

3点目、これで最後ですけれども、その他のところで「資格に更新制を設け、更新の際に研修を受講することも考えられる」となっているのですが、このその他は一般の子ども家庭福祉分野で資格を持った人を対象にしているのか、スーパーバイザーだけを対象にしているのかというのが分かりにくいので、この更新制の対象はどこなのかを明確にしておくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、栗原委員、順にお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

既にお話しされた委員に賛成ですよというところと、それとは別な点を幾つか申し上げます。

奥山委員が言ってくださいましたが、私も言い切れるものはちゃんと言い切ったほうがいいと思います。「考えられる」というのが二重になっているのですが、完全に意見が一本化できない部分について、まだ検討が必要だということで、「考えられる」という言い方や、ある程度幅を持たせる表現は必要だと思いますけれども、「考えられる」でいいところを、「考えられるのではないか」というものもあると思います。合意ができているものについては、手前で記述を止めてもいいと思います。

強調したいところとしては、私も市町村こそがとても大事だと考えます。子どもと家族の福祉、ましてや虐待も含めてですけれども、やはり生活の立て直しとか孤立、住宅、経済的な問題、あるいは子ども家庭福祉だけではなくて、これは様々な問題であり課題であって、両方あると思いますけれども、確かに両方の表現のどちらを使うかというのは、精査しなければいけないと思いますが、課題や問題、子どもや家族が抱える問題に取り組んで、課題解決を図り、安全を図るためには、市町村の役割こそが重要だという認識は、奥山委員と一緒にです。

現状では、子ども家庭福祉の部分がとても弱いということは、このワーキングのみんなが一致しているところだと思います。現状の資格に全くそういった課程がないとまでは言えないとは思いますが、弱い部分はそのとおりだと思います。

ただ、言い過ぎの部分については、これは各委員の発言だという仕切りであって、点線の中がここでの合意だということなので、そこまで修正してほしいとは言いませんけれども、弱いところを何とかしなければいけないという合意はあったと思います。

資格のことについては、今のままではいけないとは思いますが、ただ、どういう資格とするのか、これからどういうやり方にするかという中身はまだ議論が十分でない、一致でき

ていないので、これはたたき台であり、後半の議論でまだ深めていくものと思っています。

長くなって申し訳ありませんけれども、先ほどの最後の文末の表現もそうなのですが、1文が長くなって、途中で切ったほうがいいかなというのが幾つかあります。1ページ目の江口委員がおっしゃったところと重なると思いますが、
「ソーシャルワークを展開する必要がある」で切っていいのではないかと。その次に、「現状はマニュアル等に沿った支援が展開され過ぎており」というのは、マニュアルも大事だけれども、そこに頼って個々のソーシャルワークが十分でないということなので、私はこの表現でもいいかなと思うのですが、いずれにせよ1文が長いところがあるように思います。

例えば同じ1ページでも、児童相談所の職員や市町村の職員もそうだと思いますけれども、数年で異動してしまうと言うと、これはバイアスがかかっている表現です。むしろ異動が必要などころもありますので、異動が一般的であると。それで専門性の積み上げが難しいという課題がある。ここで一旦切っていくのがいいのではないかと思います。「しまうため」というふうが続くと、価値観が入り過ぎています。これには、プラス面もあるし、ただ積み上げができないという点では問題だと思います。

そのほかにも途中で切っていいのではないかなというところがありますが、長くなりましたので一旦これで切らせていただきますが、幾つか途中で切ったほうが、文がはっきりするところがあるのではないかと。御検討いただきたいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、栗原委員、奥山委員の順にお願いします。

○栗原委員 栗原です。

この1だけに関わらず(2)、(3)にもかかってしまいますけれども、資料を提出させていただきました。これは前々回、ソーシャルワーカー連盟で、各団体の基礎研修を終えたソーシャルワーカーに、実際は子ども家庭に直接関わらない人が多数対象になるのですけれども、そういう方々に、虐待も当然ですけれども、子ども家庭に関する研修を積み上げることによって、各現場のソーシャルワーカーが、例えば社協にしても、高齢者施設、障害者施設に勤めているソーシャルワーカーでも、関わりのある家庭で児童虐待があるのではないかと。ということについて、鋭敏に発見、通報できるような素地を持ってほしいという趣旨での研修案を考えていますというお話をしたのですが、提出した資料は、まさに考えていますということで、検討中で申し訳ないのですが、一応ソーシャルワーカー連盟で、このような研修を団体として考えています。

分かりやすいところでは共通プログラムと専門プログラムということで、まだまだ検討し、中身を積み上げていこうということですが、基本的には、今出ている資格という言葉の意味が、どういう資格なのかというのが、今、宮島さんが言ったように、それぞれ解釈、受け取りが違うものですから、我々は当然、既存の資格を持っているソーシャルワーカーなどが、広く子ども家庭に関する知識を積み上げて、児童虐待に対応してほしいという考えで、柔軟な立場にいろいろな研修等を上乘せして、対応していけるだろうと。

研修の中身は、児相の研修とは当然違って、もっと広く一般的な立場から、いわゆるソーシャルワーカーが児童虐待に関わるような研修をつくっていくということで考えております。

全体的なところで、(2)と(3)にも触れるところだろうと思いますけれども、資料を出しましたので、この場で説明をさせていただきました。

基本的には、ソーシャルワーカーの団体は、いわゆる資格の中でも国家資格には反対であると。既存の資格をまだまだ活用できる素地があるということで、こういう研修計画を立てましたという趣旨でございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 江口委員のほうからのご意見に関して、「現状はマニュアル等に頼った支援が展開され過ぎており」というのを、マニュアル等に頼り過ぎた支援が展開されておりで、「過ぎた」の位置は変えたほうがよいのではないかと思います。

あと、藤林委員がおっしゃっていた市町村のスーパーバイザーをどうするかという点なのですが、私は今の問題点として、児相の経験者が市町村のスーパーバイザーになってしまっているところはかなり問題かなと思うところがあるので、本来の市町村の子ども家庭福祉に関してのスーパーバイザーができる人をしっかりと考える必要があると思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

幾つか御意見をいただきましたけれども、共通していた部分で、書きぶりとして文末のほとんどが「のではないか」という疑問形になっている。このことについて、断定できるものについては断定したほうがいいのではないかと御意見がありました。

このことについて、皆さんいかがでしょうか。

どうぞ。

○松本座長代理 その御意見に賛成です。

○山縣座長 分かりました。

事務局のほうと、合意度が高い部分については少し表現を変えさせていただくというふうに検討したいと思います。ありがとうございました。

もう一つ共通性が高かったのが、児童相談所の児童福祉司に特化したような表現、あるいはそこから入っていることについていかがかというのがありました。途中で市区町村の話とか児童福祉施設の話も入っているのですが、この部分につきましては、この会議自体が、全体を視野に入れつつも当面の課題としての児童相談所という形で進めていきましたが、後半にある部分の一部で、全体像を書ける部分については、できるだけ最初の基本的な考え方のところに持ち込んで対応するというのでいこうと思うのですが、いかがで

しょうか。

これは特段手が挙げられなければ反対というものか、賛成というものか微妙ですけども、基本的には賛成ということでもいいですか。

○松本座長代理 今回の座長のおまとめは、市区町村のところもきちんと文言として考え方のところに位置づけていくということですね。

○山縣座長 そうです。基本的な考え方の中に、一番最初に書くという趣旨です。

○松本座長代理 それはワーキングの趣旨とも合うと思いますので、明確にしたほうがよいと思います。賛成です。

○山縣座長 ありがとうございます。

あと複数、研修とかはありましたが、特に確認しなくても御意見どおりでいいのかなど。今までの議論の中で大きな反対がなさそうなところだったと思いますので、できるだけ採用していこうと思うのですが、事務局も含めて確認をしたいところなのでですけども、藤林委員だったと思うのですが、5ページのスーパーバイザーのところ、2つ目の○で「等」が入っている。実はこれは後半にも出てくるのですけれども、そのことと、その下のその他で資格に更新制があるというのが、スーパーバイザーの話なのか、もっと広い話なのかという趣旨の質問があったと思います。

これは委員の意見を基に整理していただいておりますので、なぜこうなったかという中身を説明いただけますでしょうか。

○柴田虐待防止対策推進室長 まず、5ページ目の2つ目の○のスーパーバイズ等の「等」については、松本座長代理がおっしゃったように、上の文章で兎相のスーパーバイザーと要対協の市区町村で核となる職員という記載がありますので、そこをスーパーバイズ等の中に入れて書いているというのが1点目。

2点目の更新制度につきましては、資格を創設するときには更新制をつくるべきではないかという文脈で御意見をいただいているので、基本的には、そのような理解でおりますが、この部分についても、ここで御議論いただいたものを踏まえて記載したいと思いますので、いただければと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の点について、いかがでしょうか。

どうぞ。

○奥山委員 4ページと5ページと箱が2つに分かれて見えてしまっているから、「その他」というのがスーパーバイザーのことを言っているように見えてしまっているだけなので、これは全体にかかると読めます。項目が基本的な考え方、資格の対象、位置づけ、任用、養成ルート、スーパーバイザー、その他なのだと思うのです。だから、これはこれでいいのではないかと思います。違いますか。

○山縣座長 そういう理解でよろしいですか。私もそのように理解していますけれども、よろしいですね。

藤林委員、よろしいですね。

○藤林委員 もし、この子ども家庭福祉に関わる資格が、例えば精神保健福祉士のような国家資格化を目指していくとした場合に、ほかの資格の場合には更新制はないのです。この分野だけ更新制を入れるのが本当に必要なかどうかという議論が必要ではないかと思っています。

私のイメージは、スーパーバイザーはとても責任が重大なので、スーパーバイザーは精神保健指定医と同じように、例えば5年ごととかの更新制が必要ではないかと思っていますし、法律上にもそう書いてあるわけですから、それは必要ではないかと思っているのですけれども、資格全体まで必要があるかどうかというのは、もうちょっと議論したほうがいいのではないかと思っています。

○山縣座長 この段階では、まさに考えられるのではないかという意味合いだと思います。

たくさん手が挙がっておりまして、宮島委員、西澤委員、安部委員、藤林委員、佐藤委員と挙がっています。藤林委員には途中入っていただきましたが、恐らく別の意見だと思いますので、今の順番で御意見をいただきたいと思います。

○山縣座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。

今の点はとても大事なところで、「考えられるのではないか」という部分をそのままにするか、短縮できるかというのを一個ずつ確認しないと、どれが大丈夫で、どれが合意されているか、されていないか、結構意見が分かれて、だからこそ事務局も御苦労されて、たたき台としてはちょっとくどいように見えるけれども、こういう表現をされたのではないかと思うのです。4ページ、5ページの○の数は限られているので、一つずつ確認をしておいたほうが、後がもめなくていいのかなと考えます。

個別の意見も言ってよければ、幾つか申し上げたいと思います。

○山縣座長 関連することであれば、この場でお願いします。

○宮島委員 よろしいですか。ありがとうございます。

まず、○の2つ目は、資格の創設が考えられるのではないかと。これは長いかもしれませんが、現状の表現のほうが私はいいと思っております。

ただ、3つ目の○は「考えられる」で切って大丈夫ではないか。

4つ目の○は、目指すべきではないかではなくて、目指すべきであると。これはもう明確に。

○山縣座長 分かりました。私の理解が違っていました。このことについては、御提案の形でもう一回、皆様のほうに諮りたいと思います。

では、西澤委員、お願いします。

○西澤委員 共通認識のところ、さっき栗原さんが連盟とのことと言われたことが、経過措置的なことなのか、それとも、資格はあるけれども、それ以外に例えば社会福祉士を持っていて研修を受ければいいと、同等に扱うとすることなのかというのが、僕の中では

まだはっきりしていなかったような気がするのです。

経過措置としてはあり得るだろうと思うのですが、最終的には有資格の人たちを増やしていくという方向を出しているのではないかと思ったので、ちょっと聞いてみたかったので確認です。

○山縣座長 これも確認をしたいと思います。

続けて、安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。

先ほどのスーパーバイザーのところなのですが、事務局が説明された児童相談所のスーパーバイザーと市町村で核となる職員というところの後に、括弧して「以下、スーパーバイザー等とする」というような言葉を入れると誤解がないのかなと思いました。

2つ目の○、任用後にレポートを課すことで資格を取得するというときに、その資格が児童家庭福祉全体の資格を求める、今考えている国家資格のことをレポートだけで認めていいのかという議論もあるような気がしますので、スーパーバイザーの資格もしくは任用要件ということと、このレポート等を課すことで資格を取得するということが、私の中ではちょっと一致しないというか、別資格を考えたほうがいいのかなど。ちょっとここら辺は議論が十分でないような気がしたので、発言させてもらいました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ここも意見が分かれているということで、理解をしたいと思います。

続けて、藤林委員、お願いします。

○藤林委員 さっきの意見で大体言っているのですが、もう一点だけ付け加えますと、このスーパーバイズ等の「等」のところ市町村の中核的な職員が入るというのは、理想的にはそれでいいと思うのですが、ただ、法律上それは何も書かれていないので、そう書いてしまっているのかなというところは懸念するところではあります。

それだけ述べたかったです。

○山縣座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私も、今のままではいけないという問題意識は皆さんと共有していると思うのですが、ここでいう資格というのが2つの側面の話をしていて、いわゆる広く任用に関わる資格の部分とスーパーバイザーの部分と言われていると思うのですが、スーパーバイズの部分は本当に喫緊の課題で、急いで何とかしなければならないというふうに課題認識を持っていますし、子ども家庭分野のソーシャルワーカーというところでは、広い分野のことを分かった上でというところが私の主張ではあるのですが、2つのことは別々に議論したほうがよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

栗原委員、どうぞ。

○栗原委員 先ほどのお話ですけれども、ソーシャルワーカー連盟が今、検討している研修は、あくまで現場にいる子ども家庭の周辺、外側の方々を想定しての研修ということで、児相、要対協等の方々の、子どもの虹の外側の研修といいますか、一般的な研修から専門性を高めていただくような研修という趣旨です。ですから、将来どうするのかというのはまだまだ考えておりませんが、仮にこれだけの項目をやったらかなりのボリュームですから、こういった研修を修了しましたという形で、研修を受けていないソーシャルワーカーとは区分をするということは想定されます。

今のところこういった段階で、また次にもうちょっと細かな説明ができたらいいなと思っております。

以上です。

○山縣座長 奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 先ほど、スーパーバイザーの資格は喫緊なので早くやったほうがいいというのがあったのですけれども、本来であれば、子ども家庭福祉の資格を持っている人がスーパーバイザーになるという形が必要だと思うのです。確かにスーパーバイザーが今必要だというのは確かなのですけれども、ある意味、経過措置としてのスーパーバイザーの資格を考えなければいけないのであって、子ども家庭福祉のほうもスーパーバイザーのほうも、両方とも経過措置としてどうするのかというのをしっかりと書き込まなければいけないのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

資格については、特に前回までの皆さんの意見にもありましたように、仮につくったとしても、配置されるまでの時間もあるしということでしたので、経過措置というのは必要なのではないかと思います。

かなりたくさんの方の御意見をいただきましたけれども、先ほど宮島委員から、「考えられるのではないか」という部分について一個一個確認をしたほうがいいのではないかと御意見がございました。

一個一個やるか、それとも今までの経過は事務局のほうがよく知っておられますので、この中で「ないか」という疑問形を外せるところはどういうところかというのを提案いただいて、その上で御意見をいただくことにしようかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

特に意見がないようでしたら、事務局のほうに、時間が要すると思いますので、また御意見をいただきながら、すぐできますか。

○松本座長代理 確認ですけれども、これは案で、もう一度整理したものを中間まとめのときに確認するのですね。

○山縣座長 当然そうです。今日取りまとめができて、今の段階で修正がないというのはあり得ない状況ですけれども、発表できるぐらいの合意で微修正といいますか、委員長、

副委員長で預かれる程度の修正であるならば、次回はこちら直しましたという確認で終わる。

そうでない状況であるならば、次回、一定時間を取って、最終の合意、報告できるものにするという形になろうかと思えます。

○松本座長代理 つまり、文案については文言も含めて原案をもう一度取りまとめて、皆さんにお諮りするということですか。

○山縣座長 そうです。公表する前に、少なくともメール等で確認しますし、それでは難しい状況になったならば、次回のこの形で確認するような方法を取ろうと思っています。

○松本座長代理 承知しました。なるべく曖昧な表現をなくせるところはなくすという考え方で整理をしていくのが大事かと思えます。

○山縣座長 意見が分かれていますので、違う意見がある場合にはその方々の意見も尊重して、「あるのではないか」的な表現を用いていくという形。ここも御了解いただけたらと思います。特に多数決を取ってということをやする必要は、今の段階では考えていません。

事務局のほう、いかがでしょうか。

○柴田虐待防止対策推進室長 10分あればできますので、休憩時間の間に検討いたします。

○山縣座長 今、事務局と相談をしまして、もう10分、15分したら休憩時間を取るの、休憩の間に検討していただくということにしたいと思えます。その後、提案を経て、皆さんのほうで確認をいただくということになります。

事務局のほうにお願いなのですが、量がたくさんありますけれども、並行して、後段も同じような表現がずっとつながっていますので、併せて検討いただけたらと思えます。

ありがとうございました。

ほかに、今の1と2の(1)につきまして御意見がございましたら、よろしく願います。

ここも意見が分かれているというのはしっかり頭に入っているのですが、改めて皆さん方の意見を聞いてみたいところが、今回、資格制度がメインになっていますので、資格の在り方について、経過部分はいろいろあるにしても、将来的には1つの独立した資格で、それが任用要件の唯一のものになるというぐらいの考え方。先ほど、何%ぐらいがそれを持っているようにするのだという御意見もありましたが、かなり1つにしたような方向で私たちは今後考えていくべきなのか、逆に、栗原委員や加藤委員から、あくまで社会福祉士や精神保健福祉士をベースにして、必要なものを研修等で加えていくという形で、新たに国家資格をつくる必要はないのではないかという御意見。これが社会的にも一番関心と呼んでいるところだと思うのですが、この点について、改めて御意見を。特に分かれていますという状態で今回は表現すると思えますけれども、そのことについて何か御意見がございましたら、よろしく願います。

宮島委員と奥山委員、手が挙がっています。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。発言させていただきます。

現時点で網がかかっている、提案されているもので、言い切るべきものと、まだ言い切れない、議論が分かれているなど思うところがありますが、2つ目の○と次の5ページ目の2つ目の○と3つ目の○は、考えられるのではないかという表現を残していただきたいと私は思っております。

それは今、座長が言ってくださったように、資格化に関しての議論がまだ十分でないし、自分は、将来的にある方向を目指す、あるいは今では足りないという問題は共有しているのですけれども、資格化が、一步間違えば、間違った方向に行ってしまうと。というのは、子ども家庭福祉だけを知っていれば、当事者、子どもや家族の安全や暮らしの立て直しができるかということがかなり心配といいますか、間違った方向に行くのではないかと心配を持っています。

現状の2つ目の○のところには、複合化・複雑化した課題に対応が求められるようになったという現状認識とか、家庭だけではなくて社会のことも見られるようにとか。ソーシャルワークはもともと社会の問題を取り扱う。そういうことを基盤にするという面では、非常にはっきり書いていただいて、よかったと思います。ぜひこれで進めていただきたいと思っています。2つ目の○の仕組みが必要であるというところまでは、ぜひとも言い切っていただきたいのですけれども、その次は、資格の創設が考えられる、それが必要だという意見と、まだまだそこについては議論が足りないと理解しています。あるいは、どういう形すべきかという点では意見が分かれているところだと思いますので、「のではないか」という表現を残していただきたいと思います。

5ページ目の2つについては説明を省かせていただきますけれども、そのように考えております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ソーシャルワーカーの資格そのものが、すごく混沌としているようにみえます。すっきりしていない。

社会福祉士の資格と精神保健福祉士の資格というのが、精神福祉士の資格も、社会福祉士の基礎部分の上に乗った形でできているわけです。ですので、同じ形で子ども家庭福祉司ができないとおかしいのではないかと私は思っています。

精神保健福祉士の上に子ども家庭福祉を乗つけるというのもおかしい話だと思っています。ソーシャルワーカーの資格というのが、どういうふうにするかというのを、今2つの資格を見ると、私はすごく疑問に思うというのが現状だと思います。

これを前提とするならば、さっき子ども家庭福祉だけで支援ができるのかという言い方が宮島先生から出ましたけれども、支援ができるような資格にしなければいけない。もちろん資格を取っただけではできないでしょう。そのとおりです。医者だって、資格を取っ

ただで医療ができるわけではないのです。けれども、全体を合わせて、それができるところへ持っていかなければいけないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

改めて宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

資格化の議論を、奥山先生や西澤先生、藤林先生が積極的に発言してくださったので、ソーシャルワーカーへの問いかけとなりました。

著作物等も、あるいはソーシャルワークの研究誌でも特集が組まれています。その中で、精神保健福祉士ができたときも反対があった。でも、そのときに、これがつくられたのはどうしてだったのかとか、今回のこういう投げかけがあって、ソーシャルワーカーとして、これらの指摘に真摯に対応しなければいけないということも論じられています。

奥山委員が今、支援ができるようにする必要があるということをお指摘くださって、まさにそのとおりだと思います。そこが大事です。新たな資格も検討するというのであれば、とにかくタコつぼにはまってしまうようなものにしてはいけません。人権と社会正義という理念に基づき、当事者の暮らしをしっかりと把握できる、あるいはその子どもや家族の人生や歴史をちゃんと踏まえた上で、様々な学際的な領域の力を借りなければなりません。そういったものをちゃんと取り入れられるような力量を高めていく必要があると思います。

その上で、新たに国家資格として別の資格をつくるべきだという議論ではなく、精神保健福祉士の時は、精神保健分野の力量が足りないということで資格をつくったけれども、目指すべき方向は一つになることである。そこが目指されているのだということが論じられているのです。そういうことも含めて、むしろ今、統合しようとしている2つの資格をちゃんと使った上で、さらに足りない部分を上に上乘せしていくということがあり得るのではないかと思います。

深くするということが、狭まることではなくて、視野が広がる、ちゃんと様々なものを活用して、当事者の福祉を引き上げるものにして行く。これは一致していると思います。

ただ、つくり方についてはまだ議論が一本化されているわけではない。この辺は注意しなければいけないのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

あと、小山委員と佐藤委員の手が挙がっております。一旦ここで休憩を挟もうかと思っています。小山委員、よろしくをお願いします。

○小山委員 ありがとうございます。

私自身もこのワーキンググループに参加して、様々な議論があったということを感じているのですけれども、子ども家庭福祉分野というような名前を言った資格のときに、子どものことだけに特化しているのではないかと思われてしまわないかというところを危惧しているところがあります。

児童家庭支援センターで、地域の中で支援機関として見ていったときに、本当に子ども

だけではない、あとは他機関というものについてよく知っておくということも非常に大事だと感じているので、先ほど奥山先生が言われたようなソーシャルワーカーの資格が混沌としているというのは本当にそうだなと思うのですけれども、ソーシャルワーカーの資格と子ども家庭福祉分野といったときに、同じようなものがイメージできるというか、言葉から、子ども家庭福祉分野というだけを思われたいかという点が心配しているところです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

過去の議論の中にも、社会福祉士、精神保健福祉士というものができてきた背景のことであつたり、精神保健福祉士協会の加藤さんのほうからも、今後2つの資格が統合していくような動きがあるというお話があつたと思います。

社会福祉の業界としては、分野ごとに福祉の領域の資格ができるということについては、人の暮らしを守る上ではうまくないのではないかということを経験として持っているところです。

子ども家庭を見たときでも、親御さんのこと、もっと言うと高齢者虐待の背景に児童虐待があつたりということの社会の様々なひずみに全て対応することを考えたときに、子ども家庭というところの分野を深めることと、あとはその家庭なりその人の人生の人権を守るということは並行して考えていかなければならないことだと思うので、資格については、座長がおっしゃるように2つの様々な意見があるということについては私も了承しているところではあるのですけれども、臨床でソーシャルワーカーの仕事をしている立場としては、この状況については共通の社会福祉士、精神保健福祉士を基盤としてということを考えていったほうがいいのではないかと考えているところです。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、これで10分強、休憩をしたいと思います。今、私の時計が18時9分ぐらいなのですが、20分まで。

どうぞ。

○松本座長代理 最後のところの議論は、今日のところではけりがつかないだろうけれども、一旦、どのように皆さんお考えですかと投げられて、出てきた話だと思うのです。

○山縣座長 恐らく、「考えられるのではないか」という、複数の意見があるというニュアンスの文言でとどめるということになるかと思います。

今日、御意見が幾つかありましたけれども、幾つかの部分がその形になるかと思っています。事務局は、各委員の意見を基に点線の中をつくっていただいていますので、そこに対する異論があるというのは、意見が分かれているというふうに個人的には理解しています。

○松本座長代理 今、意見が分かれているのはそうだと思うのですけれども、中間整理の

ところは、そこはどっちだとは言わずに、中間整理のようにすると。

実際の報告のときには、今日のところは言いつ放しですけれども、ここについてはもう一度議論の場を持つという前提ですよね。ここは確認しておかないと。

○山縣座長　そうです。ここで議論をして、それでなおかつ一本化できるかどうかについてはまだ分からないと思います。少しずつ、疑問形をなくす作業を後半やっていく。今日の後半ではなくて、この委員会の後半ではやっていくということになろうかと思います。

今、休憩しようと思ったのですが、増沢委員が手を挙げていただいて、前段で一言も声を聞いていないので、取りあえず声の確認をして休憩をしたいと思います。

増沢委員、どうぞ。

○増沢委員　資格の創設云々ということと、現状の社会福祉士の上に担保してということとです。そして栗原委員から、周辺のソーシャルワーカー、つまり児童に関わっていないソーシャルワーカーたちにこういったカリキュラムを担保してというような御意見もお聞きされていて、確かに基盤となる視点、広い視点、僕も権利のことは大事だという意見も言わせてもらったのですが、一方で、これは非常にバランスだと思うのですが、子どものことをきちんと見るという視点は、僕はやはり現状として弱いと思うのです。

今回、例えば栗原委員から出していただいたカリキュラムを見ても、児童虐待に関わるいろいろなカリキュラムがあるのですが、保護者支援や家族理解というところがあって、リスクアセスメントもあるのですが、肝心な子ども支援というところがないのです。

私は市町村の研修などを虹センターでやっていて、家庭訪問して、家族の様子は把握していても、子どもに会っていないというケースが物すごく多いのです。そこでまた何か子どものことに特化せずに、社会福祉の中で上乘せというところで、その一番大事なスペシフィックなところで、そこはやってほしいと。子どもたちというのは個別性が非常にあるわけで、そこをきちんとアセスメントする。リスクアセスメントではないのですよね。そういったところをきちんと見ていく視点は絶対に必要だということです。そこを、上の担保というところで資格をかなり主張してきたというのは、そういう背景があるわけです。そこはきちんと受け止めていただいて、そういったカリキュラムをつくっていただきたいなということは思います。

以上です。

○山縣座長　ありがとうございました。

それでは、18時25分まで休憩をしたいと思います。12分ぐらいあります。

相澤委員、西澤委員から手が挙がりましたけれども、後半にさせてください。休憩後にさせてください。

では、一旦休憩します。

(休　憩)

○山縣座長 予定の時間になりましたので、再開したいと思います。

相澤委員、西澤委員、順番によろしくお願いします。

○相澤委員 相澤でございます。

今、増沢先生が意見を言ってくださいましたけれども、奥山委員も言っていたように、相談援助、支援ができなければ何の意味もないわけでございまして、子ども家庭ソーシャルワークを展開する上で、子ども家庭ソーシャルワーカーはかなり高い専門性を要求される。したがって、それをきちんとできるための養成課程とか養成カリキュラムとか、そういうものをきちんと検討した上で、それを獲得するためにはどのような資格制度にするのがいいのか、それをきちんと考えた上で議論すべきだと私は常々思っています。特に、前回も言いましたけれども、例えば児童福祉司任用後の技術に関する達成目標は69あるわけです。この目標をきちんと達成するように養成しようとしたら、資格を取った後に実務をきちんと積み上げて獲得していくのか、それとも、ある程度の技術を獲得した上で資格を取らせるのか、その辺のこともきちんと考えておかないと、資格制度はうまくいかないのではないかと私は思っています。

そういうことを考えると、むしろ今の社会福祉士とか精神保健福祉士の資格の養成課程についても改訂してもらいたいような内容が、子ども家庭福祉の資格化を考えていく上においてはかなり出てくるのではないかと。そのぐらい、子ども家庭ソーシャルワークというのは、専門性の高いところを要求されている領域ではないかと思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、西澤委員、お願いします。一応、これで最後にしたいと思います。

○西澤委員 資格問題について、皆さんが合意できないのであればそういう書き方も仕方がないのかなと思いつつ、一つは、そもそも論になって恐縮ですがけれども、ジェネリックなのかスペシフィックなのかという、ソーシャルワーク全体の歴史と関連しているのかなと思っています。

ただ、アメリカでスペシフィックからジェネリックへ移っていった、あるいはジェネラリストに移っていったというのは、それぞれがすごく専門性を極めたからです。それぞれの領域で使っている言葉も通じなくなるぐらい、共通言語がなくなるぐらいの状況に陥って、これはまずいということで、ソーシャルワークという根幹部分をもう一度しっかり確認しようというのがジェネラリックあるいはジェネラリストの動きだったと思うのです。

今の日本の各領域で見ていると、そんなに専門性が高いかと私は思ってしまうので、精神保健福祉士と社会福祉士の統合の流れというのは聞いていますけれども、僕が見ている分には、それはまだ時期が早いのではないかとというぐらいなのです。

なので、今の子ども家庭福祉ということに関して言えば、全然専門性の蓄積が、これはまた江口さんがかみつかれるかもしれませんが、全般的に見ると、まだ事務屋さんがやっているようなところもあるわけなので、そこで専門性を築いていくための入り口と

して資格制度というのは非常に強いものではないかと思っています。

なぜ資格をつくってはいけないのかという議論があまり出てこないような気がするのです。こういうやり方もある、ああいうやり方もあるという議論はあるのだけれども、何で資格をきちんとつくらないのかと。つくることによる弊害は、唯一宮島さんが、間違ったら困るというような極めて消極的な理由を挙げられましたけれども、間違わないようにするのは制度設計でやるべきことなので、どんなカリキュラムにするのか、シラバスはどうするのかというのは今後の話です。それが間違わないようにやらなければいけないところで、間違ったら困るからというのは、ちょっと私は説得力に欠けるかなと思ってしまうということです。

最初に言いましたように、皆さんの意見が一致しないのであれば、選択肢の一つとしての提示ということになるのかもしれないけれども、そこで腰が引けてしまうと、報告書の意味がないのではないかと思ってしまいました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

前段、一番大きな部分で、休憩中に事務局と相談をさせていただきました。

文末表現をどうするかということなのですけれども、事務局のほうから協議の結果を報告していただきたいと思います。

○柴田虐待防止対策推進室長 それでは、お手元の資料1の中での「のではないか」の記載を残す点については、まず、1ページ目の「1. 基本的な考え方」の枠囲い部分の2つ目の○です。専門性を客観的・普遍的に評価し、子ども家庭福祉に携わる者の専門性を共通に担保できる仕組みが必要であり、資格の創設が考えられるのではないかというところが1つ目。

次に、4ページ目の具体的な論点の(1)、基本的な考え方の2つ目の○の5行目の資格の創設が考えられるのではないかという点。

5ページ目を開いていただきまして、スーパーバイザーの項の2つ目の○、先ほど御議論があったところですが、スーパーバイザーの最後のところ、採用後に講習、実務、スーパーバイズ等を経た者にケースレポート等を課すことで資格を取得することが考えられるのではないかという点と、これも先ほど御議論がございましたその他の、定期的に最新の知識、技術及び態度等を身に付けるため、資格に更新制を設け、更新の際に研修を受講することも考えられるのではないかという点です。

以上4点を残してはどうかというところであります。

以上です。

○山縣座長 後半も全て変えるということによろしいですね。

(2)、(3)につきましても、疑問形のところは、最終表現はどうするかは別にして、委員会としては基本的に合意しているという感じの断定あるいは非常にそれに近い表現にさせていただくということで、御理解をいただけたらと思います。

その上で、宮島委員の手が挙がっておりますけれども、全体で残すところは4つですが、この4つ以外で残すべき、あるいは4つの中でもこれは外すべきだというのがありましたら、御意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。特に今日を含めて意見が分かれていた部分を中心に残すという作業を、座長代理も含めて検討させていただきました。

その上で、宮島委員、何かございますでしょうか。

○宮島委員 ありがとうございます。

私はその4つで異存はありません。

先ほど西澤委員から、あまり反応し過ぎてはいけないなと思いつつ、決して消極的な意見を言っているつもりではございません。マニュアルをつくれれば問題は解決する。あるいは、資格をつくれれば解決する。そんなに簡単ではないと。そこに注意しなければならないと。これはとても危機感のある発言だと、自分としては考えております。必ずしも後ろ向きで言っているつもりはありません。

また、上乘せすることはとても大事だと思っております。今、スマホの時代に、新しいガラケーをつくるようなことになっては仕方ありませんので、きちんとした基盤の上に上乘せをして、本当に活用される、子どもや家族のためになり、ためになるというのは上から目線でよい表現ではありませんけれども、利益につながり、あるいは本当に実践者の力量の向上になるものをつくっていく。そういうつもりの中で発言しております。つくってはいけないかというような表現に落とし込まれては、本意ではないということは申し上げておきたいと思います。 以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、議論を進めていきたいと思えます。「(2) 研修・人材養成の在り方」と「(3) 人事制度・キャリアパスの在り方」、点線の囲みで言いますと、9ページから10ページの半ばまでと14ページの2ページ半につきまして、御意見をいただきたいと思えます。

ここについても先ほど事務局から説明させていただきましたように、「ではないか」という部分については、例えば9ページの2つ目の○でしたら「意識すべきである」という感じの書きぶりになっていくということはあらかじめ御了解をいただいた上で、いや、私はそこまで同意できないというところがありましたら、その御意見をいただくと思えます。

それでは、御自由に発言をよろしく申し上げます。

津崎委員、お願いします。

○津崎委員 人材養成と人事制度・キャリアパスについて、実務のほうをしまして感じますのは、市町村、それから児童相談所も同じなのですけれども、全体的にスーパーバイズができるような人材がいないのです。要員だけはいろいろ増やすという方向性が出ていますけれども、人材育成そのものがないというような、悲鳴に近い声が上がっているということです。

そこで、どういう形で実際のスーパーバイザーを養成できるのかということが、あまりにも理想論だけ言っている、なかなか実際の実務の全体の世界には広がってこないということもあります。ここに書かれている内容によると、組織の中でそういう人材を養成し、そして配置できる体制を考えられておるようなのですが、実際的にはもっと外部の人材を有効活用して、全体の足りない部分をしっかりとカバーするようなことを当面は考えていけないといけないのではないかとこの考え方を持っています。

例えば大阪市は、今、24区の要対協があります。そのSVを誰がするのかということですが、法的には市区町村の支援は児童相談所ということになっていますが、児童相談所も実質的にはその余力がないです。そういうことで、実は大阪市の場合は10年ぐらい前、私どもの児童虐待防止協会が大阪市と協議しまして、私たちがSV登録された人材を各区に派遣するという事業を展開しまして、もう10年ぐらいたったと思います。

実務者会議、あるいは個別ケース会議に私たちの人材登録された30人ぐらいのスタッフを固定した形で、特定の区には誰それを派遣する。その人が行かれないときには、別の人を派遣するという事業を10年ぐらいしてまして、それは各区のほうから非常に喜ばれています。

というのは、例えば要対協の実務者会議は、2時間強ぐらいの時間なのですが、そこでは膨大なケースが出てきて、1ケースにかけられる時間は数分ぐらいです。せいぜい2～3分ぐらいです。そこでケースの特徴を押さえて、リスクを評価し、支援方針をしっかりと立てていくとなると、相当ベテランで精通した人が入らないとSVはできないです。

そのようなことでいろいろ聞いていますと、そういう人材がいないところは、要対協を開いても、単にケース報告会で終わってしまって、一向に役に立たないという声もよく聞くところです。

今は、見相そのものもそうですけれども、市区町村レベルのそういう判断ができる人材を早急に望んでいますので、その養成をなかなか待てられないですから、取りあえず外部人材が活用しやすい形をもう少し仕組みとして整えて、そういう人材を現場のほうにうまく配置して、実質機能できる仕組みをもう少し考えていただくのが現実的な施策になるのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。外部SVの必要性ということでした。

続いて、加藤雅江委員、宮島委員、順にお願いします。

○加藤雅江委員 参加が遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

前半部分が分かっていないので、とんちんかんになるかもしれないのですが、人材育成のところをしっかりしていれば、私は新たな資格は要らないと思っています。先ほど、子どもに会っていないというところで、子どもの部分の学びが足りない、この資格には頼めないという御意見がありましたけれども、では資格ができれば子どもに会えるのかということ、そういう話でもないだろうというのが個人的な意見ではあります。

実際に医療機関にいても、地域の中でお子さんに会わないまま、この子は精神的に不安定だから医療機関にということ、医療機関に連れてこられるようなケースもあります。もっともとおうちの中において、何でこの子はこういう症状を起こすのかということについての理解があれば、直接医療機関に連れていくというのがゴールにならないのではないかと。支援のゴールが医療機関に連れていくということになってしまったりするあたりが、ちょっと違和感があるなと思っているところがあります。

なので、逆にどういう人材育成をしたら、子どもの虐待に対して効果的な働きをするかということだと、今、一番欠けているのは、公衆衛生として子どもの虐待に取り組んでいきたいと思いますところが薄くなってしまったような気がするのです。なので、現状をこのままにしておくとなんか起こり得るのかという創造力を持てるような研修を具体的に考えていく。そのためには、トラウマのこととか、依存症を引き起こすような精神的な傷を負ってしまうような事柄がどういうことから起きてくるのかということの整理がもうちょっとできるような研修が具体的にはあったほうがいいのかと思っています。

今も研修は十分されていると思うのです。それでもなかなか子どもに会えない担当の方がいるというのがなぜなのかということの振り返りをもうちょっとしてから研修を立てていったほうが、効果的なのかなと個人的には思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、その後、奥山委員、栗原委員、お願いします。宮島委員からお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

今のたたき台の形を大きく変えてほしいという要望ではありませんが、この辺は少しプラスアルファといえますか表現ぶりを考えてもらえないかということで、9ページと10ページと14ページにそれぞれ1個ずつありますので、それについて申し上げたいと思います。

まず、9ページの3つ目の○なのですけれども、OJTも含めて、実践的な訓練を充実させる必要がある。このとおりだと思っているのですが、何が実践的な訓練で今足りないのかという認識では、私はやはり面接とかニーズ把握、調査の仕方、こういうあたりが弱くなっているなど。これは子ども家庭福祉だけではなくて、社会福祉士もそうだと思いますが、さきほど増沢委員から子どもに会わないという指摘がありましたけれども、当事者との面接の訓練が減ってしまって、いろいろなところからの情報を集めて共有することが大事だということで、面接に十分な関心や訓練が必要だという認識が弱くなっているのではないかと思います。

この実践的というのは、まさに面接だよ、ニーズ把握だよ、調査だよ。面接が本当にイロハのイというのはソーシャルワークの基本だと思いますけれども、この辺の実践的なトレーニングが様々な面で必要だということを見える化したいという願いを持っています。それが1点目です。

次に、10ページの2つ目の表現、基本的にはこれで賛成なのですが、2行目に、子ども

や保護者に寄り添って、継続的に支援を行うというソーシャルワークの能力、「という」という平仮名の3文字は、むしろ削ってほしいと思っております。

先ほどの意見と矛盾するように思うかもしれませんが、個別支援は重要で、直接面接をしたり、家庭訪問をしたり、これがとても重要なのですけれども、それだけがソーシャルワークではない。その個別支援を通じて、把握できる地域の課題や国の課題といったものをちゃんと発信して、社会改革を進めるとというのがまさにソーシャルワークの一番重要なところだと思います。そこで、ここでは「という」と入れてしまうと、あたかも個別面接、個別支援だけがソーシャルワークであるかのように受け取られてしまう。とても重要な核となるものですが、「という」という表現はそういう誤解が生じるので、ぜひとも削ってほしいと思います。

最後、14ページなのですが、確認と、ぜひそこを見える化してほしいという要望も含めてですが、4つ目の○に民間の施設と書いてありますが、これを病院とか、あるいは高齢者分野でいえば地域包括支援センターとか、障害分野でいえば相談支援事業所とか、そういったものを含むということで理解すべきだと思います。

きちんと面接をして、ニーズ把握ができる力を持っている。その人たちにさらに子どもの分野のことを知ってもらえば、臨床経験があるので即戦力になる。ここに列挙してあるものが、子ども分野のものだけのように読めてしまうので、様々な分野あるいは様々な領域でソーシャルワークを実際に担ってきた人たちに、この領域に関心を持ってもらって、入ってもらって、力量を高めること。それがとても大事なのではないかと考えております。このところを、他領域の経験が含まれるという理解で確認をしたい。できればそこを見える化してほしいという要望を申し上げます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

趣旨は、恐らくほかの委員の方々も大きな異論はないのではないかと思います。

最初の部分につきましては、例示を少し入れさせていただくということです。

それから、2番目と3番目に共通して、狭いものと誤解されないような広めの理解ができるような表現に少し修正するというので、中身自体は変えないということにしていたかどうかと思います。

○松本座長代理 今回の点について、1点目の例示ですが、例示がすごく難しいと思うのです。なので、下手に例示は入れないほうが良いと私は思います。

○山縣座長 分かりました。では、この点についても皆さんの意見をお願いしたいと思います。

奥山委員と栗原委員から手が挙がっています。奥山委員、よろしく申し上げます。

○奥山委員 今回のことに関してではないのですが、いいですか。

○山縣座長 いいです。

○奥山委員 この書きぶりが、資格をつかった上での研修、インターンシップみたいな実

習的な研修の部分と、経過措置と言っていいかどうか分からないのですが、今まさにすぐやらなければいけない研修とが混在して書かれているのではないかというのが気になっているのです。

私は加藤委員と真逆の考え方で、人材育成だけでうまくいくとは思っていません。例えば医者は、ゼロから人材育成だけでうまく医者になれるというわけでもないのです。それと同じで、資格ということできちんと勉強した人が、インターンシップというような実習、OJTを含めていろいろなことをやっていって、初めて物になっていくと考えたほうが私はいいと思っているので、資格ができた上での研修、インターンシップというのと、現在そこまでの間、とにかくカバーするための研修というものをしっかりと分けて考えるべきではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

栗原委員、その後、増沢委員、お願いします。

○栗原委員 既に加藤さんのほうで、提出した検討中のプログラムはあくまで検討中で、あまり言われないうちに無難な表現を収めておこうというところで、中項目の下には何ページも御意見があったのですけれども、くくって、大まかな取りまとめをしたということで、子ども自身に会うとかいうレベルの段階のものを一部ですけれども中項目以下で、例えば48時間対応とか、そういったあたりで考えようかなどという意見というか提案もありましたので、御意見としては伺っておきたいと思います。

48時間以内の目視ができないから、児相がしなかったから大事件が起こったということで、そもそもこのワーキングのきっかけの一つではあったということです。

10ページの市町村職員の表現ですが、児童相談所での現場実習の受入れには限界があるためという辺りが何か寂しいなという感じはしています。私は児相にいたとき、市の保健師さんが派遣されて半年座っていたのですけれども、市役所でそれなりの職責といたしますか役割を果たしている人であれば、児相に来たら、児相の職員に対しても刺激を与えられることがあると思いますし、お互い刺激し合うということで非常によろしいと思いますし、1つの児相に何人も来られたら確かに座る場所とか、コロナの関係もありますし大変でしょうけれども、どうも受入れ限界というのは寂しいなという感じがします。

これで市と児相の職員の交流とか意志の疎通が図られれば、先ほど奥山さんがおっしゃったように、要対協といったところで児相がスーパーバイズするのはあまりうまくいかないのではないかというお話にもならないのかなと思います。とにかく、市町村と児相は業務をお互い理解し合い、顔をつなぐというあたりで、非常に円滑な動きが取れるだろうということで、もうちょっと積極的な受入れをしていただきたいなということです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、増沢委員、奥山委員、江口委員の順で行きたいと思います。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 僕も、この人材養成の在り方というところがもうちょっと整理が要るのかなというところは思います。つまり、本当に入職してからの育成の話なのか、言葉がどうであるかというのは置いておくとして、仕事に就く前の育成、養成の段階のことなのかというところの整理が要るのかなということ。

そういうふう考えたときに、現状が、この後のキャリアパスの話にもなるのですけれども、人事のことも絡めて、いろいろな人が突然児相に来て、いきなり子どもに会っていくわけです。あるいは、保護者に会っていくわけです。その前の学びが圧倒的に足りないというのは事実で、ある程度学びがなくて、直接子どもに会っていくというのは、ケースに対しても失礼ではないかと思うのです。だから資格という話も出てくると思うのですけれども、一定程度の専門性を確保して会う。その後によりそれを高めていくという話で、先ほど宮島先生がおっしゃったように、面接の技術であるとか、個々のケースを、単に48時間を目標にするとかそういうことではなくて、きちんと子どもを見て、子どもにアセスメントする視点くらいは学んだ上で現場に出てくるということは前提にさせていただきたいなと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員、江口委員、藤林委員の順で行きます。

奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 短く。

人数の限界というのは置いておいても、「市町村職員は児相で現場実習を行うことを考えられるが」と書いてあるのですけれども、私は、児相の職員が市町村にも行くべきだろうとっていて、市町村が児相で実習すべきとか、何となく児相中心過ぎるというのはとても気になっています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、江口委員、お願いします。

○江口委員 スーパーバイザーが圧倒的に足りないということで、先ほどお話がございましたように、外部の力を早く導入するシステムを取りあえず近々の課題としてやってほしいと。

2点目が、児童家庭福祉を学ぶフィールドは非常に限定されており、その中で、スーパーバイズできる人材をある程度、層としている（蓄積されている）臨床現場が非常に少ない。どうしても、ここの部分（実習先）をどう担保するのかということが現実的には非常に難しいという事実がございます。

3点目、できるだけ広く（実習生）を現場は受け入れたいというふうな考え、かなり現場を説得して受け入れてまいりました。今年、某市の職員を1年間受け入れるに際しては、市の幹部と、この人は養成したら、戻ったあとに市の中でどういう立場で、どういうふう

な人事戦略の中でやっていくのかと。そこまで考えて送り出してくれという整理を致しました。児童相談所のフィールドを（現場実習として）使うのであれば、市（送り出す側）も一定程度、この層のこういう力をこういうふうに養成してほしいというプログラムまで出させて、それとすり合わせてということまでして受け入れましたので、ただ広く受け入れればよいとは私は思っていません。

もちろんほかの県から受入れもいたしました。それから、市町村に児童相談所の職員も派遣してまいりました。市への派遣、市からの受入れ、県同士の協力、いろいろな形でフィールドを使っていただきましたし、その際には、どの層をどういうふうにやることで（指導教育していくパワー）資源投下がうまくいくのかを考える必要があります。スーパーバイザーが少ない中で、（養成が必要な）入ってきた職員にスーパーバイズするわけですから、資源に一定の限りがあります。どの部分を（児童相談所は）担っていくのかということをも明確にしないまま、ただ受入れが増えればよいという問題ではございません。

当然、社会福祉士の実習養成も受入れを要請されます。いろいろな実習要請が結構児童相談所、児童相談所と来ますので、児童相談所のフィールドを使って、どの層にどういう機能を教えていくのかということを整理する中で、しっかり実習の在り方は整理していただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、藤林委員、お願いします。

○藤林委員 座長のまとめでは、（２）、（３）の文末の何々ではないかというところを断定的な文章に全部してもいいのかといった問題の投げかけが冒頭にあったと思うのですが、その点についてちょっと気になる書きぶりがあるので、細かいことではありませんけれども幾つか意見を言いたいと思います。

まず、９ページの○の４番目ですけれども、座学で知識を学ぶ研修等については、オンライン研修、eラーニング等のICTの活用等により効率化を図っていく必要があるのではないか。これを、効率化を図ってしまうほど、そんなにオンライン研修、eラーニングで全部やっていいのかなというのは心配なところでは。

研修を何でもeラーニング、オンラインでやっていくという流れがあるわけですけれども、座学で対面で学ぶ意味も、その中で子ども家庭福祉に必要なスキルとか理念または倫理的なものも伝わっているところもあるのではないかと思っていますので、ここを断定するのは言い過ぎではないかなと思っています。

それから、９ページの下から２つ目の、特に新任者は一定の期間を設けて集中的に研修を行う仕組みを検討する必要があるのではないかというところですが、このいわんとするところがよく分からなくて、これは増沢先生が言われていたように、新任者は最初からケースをたくさん持たせるような無茶なことはしない。現在の資格のない状態においてはケースを持たさないような段階的な新任者に対する仕組みが必要という意味なのかな

と思うのですけれども、ちょっと抽象的過ぎて、読んでいる人には何をいわんとしているのかよく分からないのではなかと思っています。

3点目ですけれども、14ページの上から4つ目の○なのですが、ソーシャルワーカーがいろいろな分野で経験を積むというのは確かに重要であり、児童相談所、市区町村の間の人事交流というのはもっと行っていいというふうに私は思うわけなのですが、ここに民間機関、児童家庭支援センターやフォスタリング機関、スクールソーシャルワーカーまで含めて、人事の交流というのはなかなか難しいのではないかといいところもあって、こういう選択肢もあっていいのですけれども、ここを断定的に書くのはちょっとどうかと思います。

人材の交流は、いろいろな経験を積んだ人がまた次のところで雇用されるというのはあり得ると思うのですけれども、人事交流まで断定的に書けるのだろうかというところがあります。

以上です。

○山縣座長 確認をさせてください。

まず、9ページの4つ目の○ですけれども、藤林委員の御意見は、「必要があるのではないか」という形をこの文章の表現のまま残すということなのか、効率化というところに引っかかっておられるのかなと若干思った部分もあるのです。

例えば、ICTの活用等を含め、検討を図っていく必要があるというのでも駄目ということですか。

○藤林委員 そういう検討を図っていくぐらいかなと思いますし、「あるのではないか」のままでもいいのではないかとっています。

○山縣座長 了解しました。

それから2つ目、こういう意見が出ていたのは間違いないのですが、家裁の例のときに、なかなかそこまでは難しいよねという意見も出ていたと記憶しています。そして、ほかの委員が特に問題がなければ、ここは「あるのではないか」という形でもいいのではないか。完全に一致していたようには必ずしも思えないというところです。

3点目、14ページのほうですけれども、これは藤林委員に確認なのですが、「市区町村のほか」で一旦切って、ここまでは断定をして、後段については「必要があるのではないか」という形の御意見と理解してよろしいでしょうか。

○藤林委員 そんな感じでもいいと思います。

○山縣座長 分かりました。

そういう修正の意見を含め、それぞれ委員のほうから御意見をいただきたいと思います。

宮島委員から手が挙がっています。よろしくお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

先ほど一度意見を申し上げて、実践的とは何かということで、確かに例示するのは松本座長代理がおっしゃるとおり難しいかなと。逆に混乱を与えるかなという気もしますが、

今、eラーニングとかオンライン研修が具体的に挙がっていることと、この実践的ということの抽象性を考えると、バランスをいま一度考えていく必要があると思います。御検討いただきたいと思います。

ただ、載せるかどうかは別として、養成とか訓練において実践的とは何かというのが大事なことと考えます。これは子ども家庭福祉だけではなくて、社会福祉士の養成でもまさにそうで、どうしても知識偏重になっていて、演習とか実習とかがまだ弱いということがずっと言われて、そこの充実という方向性で来てはいますけれども、ただ、日本の学部教育の範囲内でどこまでできるかという本当に難しい問題があるので、1年間インターンシップのようなことができなければいいですけれども、残念ながらそれはかなり難しいことですので、どこまでやれるかということになると思います。

また、社会福祉士の養成では、演習で取り上げられるものが高齢者分野や障害分野の事例が多く、子ども分野が少ないと思いますし、私はそういう点の改善を求めていかなければいけないと考えています。

抽象的になって申し訳ないのですが、あと、先ほど奥山委員からも御指摘のあった、児童相談所が先で市町村が後ということは違うなと思います。市町村のほうで丁寧に実践して、また生活保護とか様々な領域で力量を高めている方はいらっしゃいます。民間機関でも、先ほども申し上げましたけれども、地域包括支援センターや相談支援事業所といったところ、あるいは病院の方々の力量の高さ、そこに子ども家庭福祉分野の力量をプラスしていくというのは、この分野の力量を高める上でとても重要なことだと思います。

先ほど加藤委員が言ってくださいましたけれども、決して資格問題を軽んじているわけではなくて、新たに別の資格をつくるという形での資格がいいかどうか。力量アップの中では、必ずしもそうとは言えないのではないかと。資格を軽視しているわけでは全然ありません。少なくとも私はそうなので、子ども家庭福祉の資格だけを別に立てるということで果たしていいかどうか。ここは前の議論に戻ってしまいますので、ここまでにしますけれども、決して資格を軽視して言っているのではないと考えております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

1点、今、奥山委員、江口委員の議論にあったこと、それから過去の経過の中でも議論があった部分で、今回、表現として確かに児童相談所の職員が市町村に行って、形態はどのようにするかは別にして、経験を積むというような表現が点線の中からはしっかり読み取りにくいと思っています。

これを入れるということについての御意見がもしありましたら、どこに入れるかまでは事務局と一緒に検討させてもらいますけれども、そういう趣旨の表現を入れるかどうか。入れる場合に、断定的に入れるのか、私はそこは合意できないという考えを委員が持っていることは認めるけれども、実務的にはそれはいかなものかという、その辺を含めて御意見をいただけたらと思います。

議論を狭め過ぎましたか。

栗原委員、奥山委員の手が挙がっています。よろしくお願いします。

まず、栗原委員、どうぞ。

○栗原委員 市町村との関係については、地域によっては福祉事務所に行くというような手法も従来はあったし、それに準じたような資格もありますので、そういう駐在ではなく、市の職員もしくは人事交流で市町村に座るということは非常に役に立つ。先ほどお話ししたように、市町村と児相の意思の疎通を図るためには、行ったり来たりは当然必要だろうと思うのです。

あと1点、9ページの新任者の一定の期間という辺りですけれども、相澤さんが家裁の調査官の例をお話しして、安部さんが3か月から6か月研修と。私は3か月ぐらいとお話しした覚えがあるのですけれども、繰り返しになります、この間の三菱の調査で、始まったばかりの義務研修が3～4年たってきたらと。あと、職場から出て行って研修を受けても呼び戻されてしまって、結局十分な研修を受けられないというような個別の感想も聞きましたので、公務員の研修もありますから、初期のうちに職場を離れて、あまり長くない程度に集中的にオールジャパンの研修を受けたらどうでしょうかというお話を聞いた経験があります。

それと、14ページのいろいろな場所の経験を積むことが必要であるという辺り、先ほど市町村のお話をしましたけれども、伝聞で申し訳ないのですが、ある自治体では、福祉職を採用して、児童相談所と福祉事務所とスクールソーシャルワーカー常勤職で順次回していると。伝聞なので責任を持って言えませんが、そんな話もあった。参考までです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、江口委員、西澤委員の順にお願いします。

まず、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 先ほど私は、資格を取った上での研修とそうではない研修をきちんと分けるべきだと言ったのですけれども、ここに書いてあることは全て資格を関係なくやるという研修と考えていいのですか。それを事務局に聞きたいと思いました。

○山縣座長 それは先に確認しましょう。

○柴田虐待防止対策推進室長 9ページ目の冒頭に書かせていただいた文章のつながりについては、人材の質の向上は喫緊の課題であることから、資格の検討と並行して研修・人材養成を充実させる必要があるという考え方の下に、以下構成しておりますので、少なくとも喫緊の課題である人材の研修、あるいは人材養成をしっかりとやるという観点で、今まさに喫緊の課題としてやるべき事項という整理で書いています。

○奥山委員 そうすると、経過措置と考えてもいいのですか。

○柴田虐待防止対策推進室長 先ほどの議論においても、資格の創設については「のではないか」という議論をいただいた部分でもありますので、そういう意味でも、資格の検討

と並行して、こういった研修・人材養成を考える必要があるという趣旨だと理解していません。

○奥山委員 それは、資格を作るための経過措置なのか、資格は作らないかで全然違ってくると思うのです。

○柴田虐待防止対策推進室長 資格の検討と並行してということですので、この文章の立てつけとしては、資格の検討はしていくということだけれども、こういった研修・人材養成の充実には必要があるということです。趣旨としては、資格の検討と並行してということなので、それを経過措置と言えれば経過措置でしょうし、資格を検討している間も歩みを止めずに研修・人材養成を充実させるという意味で書いています。

○奥山委員 資格ができた上での研修・人材養成はどうなるのですか。

○山縣座長 その点につきましては、今の段階で資格をつくるというふうに合意をされているならば、その後の体系も議論できると思うのですけれども、それが合意されていない段階で、一方の資格ができたという前提の将来像を描くのはなかなか難しいのではないかと。取りあえず資格ができようができまいが、今やるべきこと、それは全てではないかもしれませんが、将来資格ができて残るかもしれないもの。そういう理解ではいかがでしょうか。

○奥山委員 いろいろな資格の方法はあるという話がありますが、今の資格の上に二重資格にするのかどうかは別問題として、何らかの形で、子ども家庭福祉をきちんとできる人をつくるのだということは、そんなに反対があったようには思いませんでした。また、その資格ができたとしても研修が必要だというのは皆一致していたと思います。OJT等も必要ですし、資格だけでは無理で、資格の上に研修が必要です。そうであれば、資格のほうの上の欄に、そのことは入れるべきではないかと思えます。資格ができたとしても、一定期間、実践を学ぶということが必要だということに関してです。もしここにそれを入れないのであれば、前半の部分にかなりしっかりと、もっと幅広に入れたほうが良いと思います。

○山縣座長 分かりました。

9 ページの一番最初の○を少し膨らませて書くという感じでよろしいでしょうか。

単に「資格の検討と並行して」とあるけれども、「資格の在り方のいかんにかかわらず云々」とか、そういうニュアンスのものを入れて、どのみち重要なのですよということを委員としては了解しているという形で検討してみたいと思います。

○奥山委員 あるいは、前の4ページの中に、「その他」のところでもいいのですけれども、更新だけではなくて、資格ができたとしても、インターンシップというか一定期間の研修は必要だということはいれ込んでもいいのではないかと思います。

○山縣座長 了解しました。

4 ページの養成ルートか、5 ページのその他か、先ほど言いました9 ページのところか、どこかに位置づけていくということで、据わりがよいところ、それから読み手がしっかり

と理解できやすいところを考えてみたいと思います。

これを含めるということについて異論のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、含める方向で検討させてください。

続いて、江口委員、お願いします。

○江口委員 1つは、先ほど市町村と児童相談所の職員の関係ということでお話がございました。これまで市町村に職員を送ったり、来てもらったりする、この10年ぐらいの経験の中から考えると、市町村であれ、都道府県であれ、その自治体がその人材をどのように養成していくのかという戦略、キャリアパスのプランを持っていないと、どの方法を取ってもうまくいかないというのが私の経験でございます。

そういう意味で、自治体がまず専門職採用を推進し、その上で、きちんと人事戦略とキャリアパスを計画し、その中で、ここの部分でこういうふうな人事交流をして、それぞれどういう能力をつけていくのかということを確認にすることが前提になるのかなど。そういう意味で、まず自治体ごとのいわゆる子ども家庭福祉分野の人材をどのように計画的に養成していくのかというビジョンが要るのかなと思ったところでございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

西澤委員、お願いします。

○西澤委員 もともと市町村に云々という、今、江口さんが言われていたことで手を挙げたのですけれども、その後の話を聞いていて、頭の中がごちゃごちゃしてしまいました。

一番ごちゃごちゃしているのは、資格をつくらないという議論はないのではないか。資格を出すために、例えば新たに子ども家庭福祉という専門の養成のカリキュラムとかを組んでいくのか、それとも、社会福祉士とか精神保健福祉士に一定の研修を課して、それに対して何らかの審査をして資格とするというルートもあるとか、そういうふうな違ふはあるにせよ、資格はつくるという話で合意しているのではないかと私は思っているのですが、それもひっくり返りますかというのが、今、一番頭がごちゃごちゃしているところです。

そもそも市町村へということについては、基本的には子ども家庭福祉領域のソーシャルワーカーということなので、市町村に都道府県から行って、そこで研修するというのは当然必要なことだろうと思いますし、東京都を見ていると、今、東京都や東京都の児相の人は、とにかく一時保護するとか、28条は児相だけでもその他の支援は全部区ですみたいなすみ分け方をしている、全く支援をしていない東京都の児相の職員が増えてしまっている、これはいけないと思っていて、市町村で学ぶことのほうが多いというのは実感としては思っているところです。

それから、この研修・人材養成の在り方とかを見てもごちゃごちゃし過ぎていて、何が大事なのかさっぱり分からないなどは思っている、今、私も頭がごちゃごちゃしているので整理はできないですけれども、もう一回、構造的に見直して、整理しなければいけ

ないだろうなどは思っています。

とにかく書けることを書いておこうみたいな感じのニュアンスで、何が何のためにこの研修が必要なのかという構造化がされていないというのが一番弱い点かなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

前半の部分ですけれども、西澤委員が言われたように、私も議論の中で全否定している人はほとんどいないと思っています。ただし、作り方についてはいろいろな意見があって、社会福祉士のところの充実でいいという意見もあれば、資格としては社会福祉士だけでも、プラスアルファの研修とかを乗せることによって、そこまで含めて資格と言うのか、それとも資格はあくまでも社会福祉士であって、プラスアルファの認定等で確認をするという上乘せなのか、いろいろな意見が出ているということではないかと思っています。全否定という考え方ではないと思います。

続いて、加藤雅江委員、宮島委員、よろしくをお願いします。

○加藤雅江委員 私も、奥山先生と立っているところは違いますが、今回は意見は同じで、どこに向けた研修かというのがもうちょっと明確になったほうがいいのかと思っていますのと、あとは、資格を持っている人が前提であるのであれば、もうちょっと何が足りないかというところの検討をした上で、要は現場にいて、これだけきれいにまとめられてはいるのですけれども、しっくりこないのです。というのは、何で面接ができないのかとか、アセスメントがうまくいかない理由は何なのかというところがきちんと確認が取られていないのではないかという気がします。それは、虐待がなぜ起きるのかなどということが、もしかしたら足りないのかなという気もするのです。

もちろん、子どもに会うとか、保護者の方にいろいろな情報を聞いていくというところは大事ですけれども、一つ一つの事柄、その課題に対してアプローチをするのではなくて、課題がなぜ生じているのかというところがもうちょっとソーシャルワーカーであるならば、広く確認していくという視点が重要になってきて、そこを学ぶ場というのがない気がするのです。

例えば経済的なネグレクトというところは、経済的なネグレクトがあるから相談したいですという人はいないです。それよりも医療機関のところに、子どもに対してきちんと医療を受けさせられなくて、それはなぜかという子どものお金を使ってしまうなんていうことはよくよく聞く話なわけです。そういうところから虐待対応につなげるということが重要になってくるのだらうと思うので、今後、私たち専門職団体としてできることが何かと考えたときには、絶対に子ども虐待を起こさせないために、虐待を未然に防ぐためには何を生活支援としてしていくのがいいのかという視点が重要になってくるのだと思うのです。

そういうところが、もうちょっと専門職団体にもお声かけいただいて、組み込めるところを組み込んでいただけたらなと思いますので、それはどこを変えてくださいということ

ではなくて、意見としてお伝えしたいなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

さっきの資格に関する議論は、先ほど山縣座長が整理してくださったとおりで、私はその前に手を挙げましたので、やはり様々な意見があると。それで合意できるところはどこかということで、前半、先ほどそのことも確認したという前提に立っていますので、座長の整理のとおりで進めていただきたいと思います。

その上で、蛇足になりますけれども、児童虐待はどうしても個人責任だけを追及するという方向に行ってしまう可能性がある。それは子どもの人権侵害であることは間違いないわけです。その人権侵害を許してはいけない。放置してはいけない。保護者と対峙していくのだ。これはとても大事なことですけれども、なぜそういうことが起こっているのかということの調査やアセスメントなしに、駄目だということ、直せということをも求めても、それは改善されないし、構造的な問題、関係性の問題、孤立だとか、貧困だとか、そういったものも本当に様々にある。

例えば、今はどうなっているか分かりませんが、車の中で2人の子が亡くなった。なぜ車の中で長い時間過ごすようなことが起こっていたのか。昼間、パチンコ屋さんに行くときに子どもを置くということはいけないわけですが、今回の問題が同じような構造なのかどうなのかという問いかけがなされなければ、何とも言えない。一つ一つの事例について、個人責任の問題とシステムの問題、関係や暮らしの全体の問題のあたりをきちんと取り扱っていくことがとても重要だと思いますので、児童相談所の対応がどちらかという平板になってきてしまった。その平板さ、視野の狭いところを、市町村がミニ児童相談所化しているということがかなり問題だと思っております。そのようにさせてしまうような発信を、我々自身もしていなかったのかという問いかけがとても重要だと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

津崎委員、お願いします。

○津崎委員 また視点が違うのですが、10ページのところに児童相談所長について書かれています。

ここには、実務経験が大切だと書いてありまして、さらには行政能力等が必要であると。要は専門性があり、実務経験があり、行政能力もある。そういうオールマイティーみたいなことが所長に期待されているような書き方になっています。

前にもお話がありましたように、現在、児童相談所長の異動サイクルが物すごく短いです。2年くらいしかない。どちらかというと、専門家が所長になられていると、行政能力は弱い。逆に行政マンが来られている場合は、行政能力はあるけれども、専門能力がちょ

っと弱い。相反する要素になっていることが多い。これを一人の人に両方を求めるというのは、現実的でないように思う。

そうすると、もうちょっとここはセットにして、専門家が兎相長になるのであれば、それを支える行政の人が対になった形で管理的な面、行政能力的な面、あるいはその辺を行う。逆の場合は、その反対のサポートをする。そして副所長、所長が一体となった形で2つの役割と果たすということのほうが現実的なので、そういう発想で、組織としては対の体制でうまく機能するという考え方をされるほうが、現実的に処理はしやすいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

現実を踏まえた書き換えということかと思えます。これも検討してみたいと思えます。

増沢委員、才村委員、お願いします。

○増沢委員 こだわってしまっているのですけれども、研修・人材養成の在り方のところが、先ほどからいろいろなことが混在しているという御意見があって、そのとおりだと思うのですけれども、資格をどういう形にするかは今後としても、少なくとも入職するまでの養成の段階と、実務に就いた後の研修というのは分けて書いていただくほうが、僕は整理ができるのではないかと。

2番目の特に養成に当たってはというのは、本当に入職する前のところの基礎。その後も当然意識しなければいけないのですけれども、そのようにも思いますし、でもそれが定かかどうかも分からない。それから、この後の現行の義務研修はというと、かなり入職した後の話になってしまっていて、そこら辺は整理していただきたいなと思えます。

以上です。

○山縣座長 任用前と任用後、大きくその2つで整理すると。

○増沢委員 任用前というのは、大学等の養成も含めて、つまり社会福祉士の資格の上乗せという部分も含めて、それまでそういった議論をたくさんしてきたと思うので、そういったことがここに表れていないように思うので、お願いします。

○山縣座長 了解しました。

それでは、才村委員、お願いします。

○才村委員 先約がありまして遅くなりました。申し訳ございませんでした。

研修・人材養成の在り方、9ページなのですけれども、ただ在り方といっても、例えば国家資格を持っている人に対する研修の在り方。これは国家資格制度を設けたとしても、すぐに全員というわけにはいかなわけです。暫定措置期間中に国家資格を持っていない人に対する研修の在り方、さらには2024年、児童福祉司が大幅に増える。当面、この大幅に増える児童福祉司への研修をどうするのか。この3つによっても研修の在り方が根本的に変わってくると思えます。そこは指摘させていただいた上で、1つ提言させていただきたいと思えます。参考資料2につけていただいていますけれども、現行の研修は非常に限ら

れたこま数の中に膨大な内容が含まれていまして、これらを短時間でこなすのは、本当に不可能と言わざるを得ないと思います。到達目標も、これは国家資格レベルのものではないかと思います。

内容を精査するとともに、現行の対面式の研修は演習中心に切り替えて、知識の伝授は、先ほど藤林先生のほうからオンライン研修はいかがなものかという問題提起があったわけですけれども、少なくとも知識の伝授はオンライン研修にしてもいいのではないか。その際、講師は演習担当と講義担当は原則として同一の者としてはどうかと思っています。

そこで、オンライン化のメリットなのですが、4点挙げたいと思います。

1つ目は、研修会場に行かなくとも、どこからでも受講できる。これは非常に大きなメリットです。

2つ目は、宿泊しなくてもよく、移動時間が大幅に削減できるというメリット。

3つ目は、これらで浮く時間を、授業受講に回せるのではないか。

4つ目は、1日の受講時間帯や受講時間を決めておくことによって、他の業務との並行処理も可能となるのではないかと思います。

いずれにしても、中身が非常に欲張ったものになって、総論的になっていて、内容や到達目標について、研修で扱うべきもの。この研修も、対面研修で扱うもの、またオンライン研修で扱うべきもの、さらには職場の現任研修で扱ったほうがよいもの、スーパービジョンの中で対応すべきもの、いろいろとあるので、それぞれについて交通整理をしたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

確かに、ここは座学研修についてしか触れていなくて、対面型の研修についての記載が全くありませんので、これは加えて考えたほうがいいかなと思っています。

ほか、皆さん方いかがでしょうか。

どうぞ。

○松本座長代理 「(3) 研修・人材養成の在り方」で人事・キャリアパスの在り方とありますけれども、これはかなりつながるようなことが必要なのだろうと思うのです。大体研修しても、異動でおられなくなるからまた一からだみみたいな話が北海道内でもあちこちで出るわけです。そうすると、研修のほうを先に出すのか、人事制度・キャリアパスを先に出すのか分からないのですけれども、今いろいろと話を聞きながら、具体案はぱっと出ないのですが、ここはキャリアの在り方をきちんと構想するというを前提にして研修の在り方を考えるという、ちょっと強いメッセージというものが必要なのではないかと思いました。

もちろん細かいことは書いてあるのですけれども、総論的なところでということを行いました。研修の在り方の最初のところ、キャリア形成の在り方ということと深く連動させて考えるべきことであるということが入れられないのかなと思った。

そのために資格というものが、個人的には何かひとつドライブをかけるものになるのではないかと思っているのですけれども、それは資格のことも連動してくるのだろうと思っています。重点の置き方というか、別の問題として読まれるとまずいような気が個人的にはいたしました。

○山縣座長 今の松本委員の御意見ですけれども、1ページ目の基本的な考え方の3つ目のところにその趣旨を反映していると思っていました。ただ、御意見がありましたように、今は児童相談所だけに限定しているので、ここは市町村職員も含めてということになるかと思えますけれども、ここを松本委員の趣旨を踏まえた書きぶりに少し修正するという形で、新たにどこかにすごいものを書くというふうにはならなくてもいいのかなと思っています。

○松本座長代理 さっき研修の在り方のところで、資格を前提とするのかどうかということがありましたけれども、もう一つ、ちゃんとしたキャリア形成のルートみたいなものを前提とするのかどうかでも大分違うと思うので、今、改めて読むと、○の1つ目のところはキャリアパスの在り方についても研修の充実と併せて検討するということですが、キャリアパスの在り方の前提として、研修の在り方も連動するということ。これは全体の合意となるかは分かりませんが、どこか後のほうでも、そういう趣旨のことがあるといいかなと思いました。

○山縣座長 分かりました。

連動しているということについては、多くの委員から否定的な意見は出ていないような記憶がありますので、そのこと自体は大きな問題はないと思います。ありがとうございます。

それでは、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

9ページのオンライン、eラーニングを活用していくというのは賛成なのですが、一方で、対面の研修というのはすごく大事だと思います。

例えば今までの議論の中で、権利をどう伝えるのか、抽象的なものをどうリアルな形で身につけてもらうのか、そのときに一個一個の事例をきちんと取り扱っていくことが重要だと藤林委員も言ってくださったと思うのです。

あと、以前から、死亡事例等についてちゃんと学ぶこと。研修の際にはそういったものを活用していくことがとても大事だと指摘されています。1つ目の○と2つ目の○の間には、事例を使った演習とか、ロールプレイとか、先ほどのところに例示するのは難しいかもしれませんが、そういったことも重視して言葉として入れていくということは、今までの議論を踏まえても、皆さんの御指摘を踏まえても、合意が得られることなのではないか、御検討いただきたいと要望します。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、奥山委員、お願いします。

○奥山委員

皆さん、ICTの活用というと、どちらかというと知識のほうはICTでいいけれども、実習は？という感じになっているのですけれども、私は逆ではないかと思っています。講義をするときに、こういう形で全員の顔が見えていけばいいのですけれども、ほとんど見えずにやらざるを得ないとなると、一人一人がどんなふうに向き合っているのかが見えないというのはいつも感じているのです。

逆に、例えばバーチャルリアリティを使って、面接のところをうまくやらせるようなプログラムが組めれば、それはかなりうまくいく可能性もあるのではないかと。今後のICTの技術等を考えて、何らかの活用をしていくぐらいでとどめておけば、それによって使えるものは使っていく、使えないものは使わないのだということでもいいのではないかとというぐらいに思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、予定の時間が近づいてきておまして、いろいろな御意見をいただきましたが、途中で方針を決めましたように、多くの方々が合意できている部分、かなりの人たちが合意できている部分については断定的にする。それから、一定数、異論がある場合については疑問系にする。今日出た意見につきましても、そういう形で幾つか整理をさせていただきたいと思います。

その上で、委員のほうに事務局から修正案、修文を確認いただいて、中間取りまとめとしては確定ができたかなと思っています。

この後の議論で、断定したけれども、その細かい中身については決まってはいませんので、その中で異論がある場合にはまた御意見をいただくという形で進めることができたかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

特段御意見がないようですので、私と松本座長代理と当然事務局を含めて、今日の議論を丁寧に議論させていただいて、修正をしていこうと思っています。ありがとうございます。

どうぞ。

○松本座長代理 進め方に異論はありません。

そのときに、研修のところは任用前なのか、任用後なのか、資格を前提とするのか、しないのかみたいなのがあまり整理されていないままいろいろなことが書かれているというのが、複数の御意見があったと思うのです。

○山縣座長 それも含めてです。整理できるところはできるだけ整理して、はっきりと分けて書けるところは、書くという方向でいかがでしょうか。それは松本先生も含めて検討させていただきたいと思います。

○松本座長代理 断定的に書くかどうかということもそうですけれども、そのところを

もうちょっと見やすくするような知恵が要るのかなということと、それをするとき、今日参加の委員の方も、そこについての案みたいなのがあれば、早急に出していただくということはお願いしてもいいのかなと思いました。

○山縣座長 座長代理のほうから提案がありまして、それで私もよろしいと思います。

ただ、大幅な修正は、基本的には今日の段階ではないということで、今日出た意見の範囲内で修正をし、それに関しての御意見をいただく。

○奥山委員 さっき申し上げたところは結構構造を変えるということなので、ある意味、大幅な修正ではないかと思います。

○山縣座長 その評価についてはいろいろあるかと思いますがけれども、基本的には修正をするということで、大幅と見るか小幅と見るかは別です。

今の奥山委員の発言は、今日の段階ではそこまで合意できないという理解の御意見でしょうか。

○奥山委員 研修のところですか。書き方がばらばらしていきにくいとか、もう少しきちんと整理すべきではないかというのをどういう構造で整理すべきなのかをまず見せていただいたほうが良いと思います。

例えば、結局これは最終的には法改正に結びつくのか、結びつかないのかとか、いろいろな問題があるので、現在の法律上の構造をそのままにして内容を変えていくのか、法律的にも変えていくところなのかというの、ある程度明確にしないとまずいのではないかと思います。

○山縣座長 現段階で、そこまでの意見、やる、やらないという意見は出ていないと私は理解をしています。法改正が必要かもしれない。法律そのものなのか、法律以外のものの対応なのか、そこも含めて、今まで意見は出ていないと。

○奥山委員 まとめ方なのですけれども、そうすると、これは中間ですから、最終までの間に議論ができると考えていいのですか。

○山縣座長 そうです。資格のことも含め、今は資格も合意はできていないから、必要があるのではないかというニュアンスの書き方になるけれども、今後の議論においてそれが必要であるという形になる可能性は当然あり得る。それは法律についても当然あり得るという形だと思っています。

○奥山委員 私は、資格のほうを言っているのではなくて、研修のほうです。

○山縣座長 研修の構造については、できるだけ分かりやすく整理するという形で、3者で協議をさせていただいて、皆さんのほうに提示するという形を考えています。

○奥山委員 了解です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員、何かありますか。よろしいですか。

では、今のような形で、座長、座長代理預かりという形で、できるだけ速やかに修正案を作成し、皆さん方のほうにお目通しをいただいて、さらに検討させていただこうと思

ます。

もう一つの案件です。今後のワーキンググループの進め方について、冒頭、忘れてしまったぐらいの時間になりましたけれども、事務局のほうから資料2に基づいて説明をいただきました。この点につきまして、御意見がありましたらよろしく申し上げます。資料2の1枚物です。

ポイントは、関係者の中から、このワーキングの中でヒアリング、意見を聴く会を設けるということなのです。これは決まったわけではなくて、その例示として大きく3分野、それぞれの中に関係の代表的なものが入っています。細かいところについては、これから皆さん方の意見を聞きながらということになるかと思うのですけれども、この点について御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

宮島委員よろしく申し上げます。

○宮島委員 ありがとうございます。

2点、要望といいますか意見を言わせていただきたいと思います。

基本的にこのような形で進めていただきたいという前提に立った上で、2つ申し上げたいと思います。

まず、養成を行う主体の中で、たしか過去のワーキングのときに、既にこのメンバーの中に社会福祉士養成を担っていらっしゃる方も多くいるのではないかという御指摘がありました。児童の分野だけというか、自分も含めてそこが中心の先生方なので、現在の国家資格も含めて、養成全体を担っているソーシャルワーク教育学校連盟という団体もありますが、そういったところで、全体を見ておられる方にもぜひとも来ていただき、意見を伺う機会を設けていただきたいと要望します。

2つ目は、ソーシャルワークを担う者の採用・育成を行う主体。今、都道府県だけが例示されておりますけれども、3つ目に市町村が書いてありますから、同時に両方から聞けるかなとも思いますが、ぜひとも市町村で先駆的な育成に取り組んでいるところ、あるいは、必ずしも児童とは限りませんが、地域ベースでソーシャルワークを担って、子どもたちの貧困やごみ屋敷の問題といったことにも取り組んでいる社会福祉協議会等で先進的な取組をしているような団体、こういったところからもぜひともお話を聞きたいということで、リクエストになりますけれども、要望したいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

栗延委員、奥山委員、西澤委員、藤林委員、手が挙がっております。

栗延委員、よろしく申し上げます。

○栗延委員 資料2の一番下に市区町村や児童家庭支援センター、施設等と書いてあります。これについて、乳児院や児童養護施設でお預かりしているお子さんの中に障害児がいますが、乳児院から障害児の入所施設に移ることがあります。また、児童相談所からの措置や市町村との利用契約という形で障害児の入所施設へ入ることもあります。障害児の入

所施設の園長さん方とはよく大阪の中で話し合うのですけれども、ケアがすごく大変だということも聞きます。できれば、そうした障害児の入所施設関係にも意見を出していただければありがたいと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

今日は結論は出しませんので、例示があるならば、幾つか挙げてもらえればありがたいと思います。出なかったから聞かないというわけではありませんので、必要があればまた検討させてください。

才村委員も手が挙がっております。まず、奥山委員のほうからお願いします。

○奥山委員 一つは、やはり何を聞きたいのかということを確認にして、ヒアリングの目的、それから質問事項をしっかりと委員会のほうから提示すべきではないかと思います。急に漠然と意見を述べてくださいというのもまずいだろうと思います。そこを確認させていただきたい。

あとは、できれば当事者団体も入れてほしいです。どのぐらい苦勞してきたかが出てくると思います。つまり、実際、自分たちがソーシャルワークの中で、権利を保障されるようなことができてきたのかという視点です。そういう意味で、どういうことを望んでいるのかというのはお聞きした方がいいと思いました。

以上です。

○山縣座長 子ども、あるいはその保護者も含めてというふうに理解をしたいと思います。

西澤委員、お願いします。

○西澤委員 言いたかったのは、奥山先生に言われた当事者関係が入っていないなというのは一つ思ったことです。

もう一つ、確かに何をヒアリングするためにこの人たちに登壇いただくかということは明確にしておいたほうが、ばらばらと並ぶよりはいいかなと思っています。

このリストの中で、これはどうなのか分かりませんが、業界を代表してという形はやめたほうがいだろうなど。むしろ、例えば児家センだったら児家セン、個々の児家センの取組がぬきんでている部分があるので、その実践をしている人たちから聞くというスタンスのほうがいだろうなど思っているということです。

あと、加えるとしたら里親関係でしょうか。そっちのほう関係者も重要ななと思っています。

ばらばらとしてしましましてすみません。以上です。

○山縣座長 限られた時間ですので、幾つのグループに来ていただけるか、心もとない部分がありますけれども、取りあえず多様な御意見をいただいてという前提から。奥山委員、西澤委員に共通でありましたけれども、おっしゃるとおりで、単なる意見の主張ではなくて、我々の疑問に答えてもらうような形を取りたいと思います。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員 奥山先生が言われるように、我々の疑問に答えてもらうという点はとても重

要かなと思っ­ていま­し­て、そ­う考­え­た場­合­に、国­内­だ­け­で­は­な­く­て、増­沢先­生­が紹­介­さ­れ­たよ­う­な、英­国­に­お­い­て­は­ど­のよ­う­なソ­ーシ­ャル­ワ­ーカ­ー人­材­の­変­革­が­行­わ­れ­た­の­か­と­い­う­と­こ­ろ­を、ム­ンロ先­生­が11月­に­来­ら­れ­る­と­聞­い­て­い­て、こ­の­タ­イ­ミ­ン­グ­で、こ­の­ワ­ー­キ­ン­グ­グ­ル­ー­ブ­で­我­々­の­疑­問­に­答­え­て­も­ら­う­の­が­一­番­い­い­の­で­は­な­い­か­と­思­っ­て­い­た­の­で­す­け­れ­ど­も、来­ら­れ­な­い­と­い­う­こ­と­が­分­か­っ­て­し­ま­っ­た­の­で、残­念­だ­な­と­思­っ­た­の­で­す­が、駄­目­元­で­提­案­し­て­い­る­の­で­す­が、オ­ン­ラ­イ­ン­で­参­加­で­き­な­い­だ­ら­う­か­と­か、同­時­通­訳­で­き­な­い­だ­ら­う­か­み­た­い­な­と­こ­ろ­を­ち­よ­っ­と­検­討­し­て­も­ら­え­る­と­あ­り­が­た­い­か­な­と­思­い­ま­す。

以上です。

○山縣座長 スケールの大きな話をありがとうございます。

才村委員、お願いします。

○才村委員 この学校養成機関等というのが入っているのですけれども、通信制教育を実施しているところをぜひ1か所お願いできないかなと思います。

今までの議論、今日もそうでしたけれども、オンライン研修について、いろいろとメリット、デメリットがあると思うのですが、実際に実施しているところから、そのメリットやデメリット、限界、課題、その辺をざっくばらんにお聞きできたらなと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ聞きたいところの例示はあるかもしれませんが、先ほど言いましたように、時間との相談の部分と、実際に来ていただけるかどうかも含めて、今日例示されていなかったものについても含めて、広く検討してみたいと思います。

相澤委員の手が挙がっておりました。できましたらこれで本日の会議は終わりたいなと思っています。

相澤委員、よろしくお願いします。

○相澤委員 私は、できれば都道府県とか市町村とか施設とか、複数そういうところを経験した人も1人ぐらい入れたらいいかなと思います。ただそれぞれの機関から出すのではなくて、複数経験したような方も中にはいると思いますので、そういう方も、ぜひお願いしたいなということです。

以上です。

○山縣座長 新しい視点をありがとうございました。

今の段階では幾つかのヒアリングの対象のところを中心にしていますので、基本的にはこういうやり方を取り入れるということについて、御異論はなかったと理解しています。

次回以降、どういう方に来ていただくか、委員の意見を聞きながら確定をしていきたいと思っています。

取りあえず次回のことがありますので、それは今日確定できませんが、今日御意見をいただいた中からどなたか、複数になろうかと思っておりますけれども。

どうぞ。

○加藤雅江委員 何を聞きたいかが決まらないと、誰を呼ぶかが決まらないのではないですか。そこはどのように決めていくのですか。

○山縣座長 基本的には今、中間取りまとめで行った部分の詳細について聞くということになると思います。全て聞くとすごく時間を取りますので、この方あるいはこの団体にはこういうところを重点的に聞くということになるかと思っています。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。予定の3時間、きっちりかかってしまいましたけれども、次回の日程等につきまして、事務局のほうからありましたら、よろしくをお願いします。

○前川虐待防止対策推進室室長補佐 本日は長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

次回の日程については改めて御案内さしあげますので、御出席のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございました。

それでは、本日のワーキンググループはこれで閉会したいと思います。

遅い時間まで残っていただきまして、貴重な意見をたくさんいただきました。感謝申し上げます。

終わりたいと思います。